

四分之一。王等亦准此。

己亥。二日なり。○醫博士。令。典藥寮醫博士二人。○咒禁博士。典藥寮咒禁博士二人。六典云。掌數咒禁生。以咒禁祓除邪魔之爲屬者。とあり。○沙宅萬首。類史に此四字なし。一本にはあり。無は脱たるなるへし。○銀人。類史に人上各字あり。○乙巳。八日なり。○左右大臣。本に左字脱たり。今考本に據る。○直大參。本に直字脱たり。今考本に據る。○隨其戸口。集解に按言隨其家人數。と云り。○上戸中戸下戸。田令に。上戸義解謂。凡戸上中下者。計口多少。隨時量定。其餘條稱。上上戸中中戸等。亦准此例也。とあり。又賦役令。見ゆ。されば。こゝも其家人數の多少を云るなり。通證に。天武紀曰。先知富貧簡定三等。是也。と云れたるは誤なり。富貧の謂にはあらず。○四分之一。續紀。天平六年九月。班給難波京宅地。三位以上一町以下。五位以上半町以下。六位四分之一。之以下。なきありて。四分の一は。一町を四分にして。其一を賜はる事なるか。後には狹き家の稱ともなれりと見えて。大鏡に。顯忠大臣の家のこと。此おとこのみそ。御族の中に。六十餘までおはせし。四分の一の家にて。大變したまへる人なり。富の小路の大臣と申とあり。また制に超えて廣き家を占むるをも。禁め給ひて。日本紀略長元三年四月二十三日。伏議。諸國吏居處不可過四分一宅。近年多造營一町家。不濟公事。又六位以下築垣。並榆皮葺宅。可停止者。なき云事も見えたり。

六年壬辰

六年春正月。丁卯朔庚午。增封皇子高市。二千戸。通前五千戸。癸酉。饗公卿等。仍賜衣裳。戊寅。天皇觀新益京路。壬午。饗公卿以下。至初位以上。癸巳。天皇幸高宮。甲午。天皇至自高宮。二月。丁酉朔丁未。詔諸官曰。當以三月三日。將幸伊勢。宜知此意。備諸衣物。賜陰陽博士沙門法藏。道基。銀人一千兩。乙卯。詔刑部省。赦輕繫。是日。中納言直大貳三輪朝臣高市麻呂。上表。敢直言。諫爭天皇欲幸伊勢。妨於農時。

庚午。四日なり。○癸酉。七日なり。○戊寅。十二日なり。○初位以上。此時未初位と云位號はなきを。ここにかくあるは。孝德紀大化三年の位號を。建武初位又とあるか如く。進冠四階の。後の初位に當れるを以。また初位とも唱へしなるへし。○癸巳。二十七日なり。○高宮。葛上郡にあり。○甲午。二十八日なり。○至自。本に自字を脱せり。今中臣本集解に據る。○丁未。十一日なり。○詔諸官曰。靈異記云。釋日。朱鳥七年壬辰二月。詔諸司。當三月。將幸行伊勢云々。とあり。朱鳥七年。とあるも同じ。此事は已に云り。○賜陰陽博士。本に賜字を脱せり。今中臣本考本。類史官庫本。兼永本等に據る。職員令。陰陽博士一人。掌教陰陽生等。とあり。こゝなるは釋私記に。法師任陰陽博士者。と云り。○道基。佐藤某か

陰陽博士沙門道基傳と云るものあり。其前文に。沙門道基は。持統文武元明元正の頃に係れる人にて。陰陽に精しく。博士となり。又彫刻に秀てたり。本元興寺に住し。智德世に聞えしか。後大和の壺坂寺を開創し。自ら千手大悲の尊像を彫刻して。之を安置し。遂に此に住し。又奈良三月堂の。千手大悲の尊像を刻したりしか。方今に傳はれり。然るを如何なる所以にか。其傳元亨釋書及本朝高僧傳等に見えされは。かく文學に工藝にさへ。達したる名僧の。其の名の湮滅せしを惜み。正史野乘より。其事蹟の探るへきを聚集して。傳を作り。一は釋書高僧傳等の漏を補ひ。一は美術家の一粲に供せんとす。と云り。其引用書には。此なる持統紀。拾芥抄。大和名所圖會。伽藍開基記等を引て云り。好古叢誌卷二に出たり。披き見るへし〇乙卯。十九日なり〇中納言。倭名抄奈加乃毛乃萬字須豆加佐とあり。中納言はじめこゝに見えたり。但し元年紀に。納言布勢朝臣とあるを。補。職原抄に。此年始置中納言官。其後罷之。慶雲四年又置之。あるは。此の文によられたるもの見えたり。されど此年おかれしものとも見えす。また上にも引る皇代記には。六年辛卯と。 ○三輪朝臣高市麻呂。三輪。靈異記に大神に作れり。麻呂本に磨一字に作る。今中臣本考本に據る。下も同じ〇妨於農時。高市麻呂の農時に心を用ゐしこと。靈異記に見えたり。次に引く。併せ考へし。

三月丙寅朔戊辰。以淨廣肆廣瀨王。直廣參當麻真人智德。直廣肆紀。朝

臣弓張等爲留守官。於是中納言二輪朝臣高市麻呂。脫其冠位。擎^{カウフ}上於朝。重諫曰。農作之節。車駕未可以動。辛未。天皇不從諫。遂幸伊勢。壬午。賜所過神郡。及伊賀伊勢志摩國造等冠位。并免今年調役。復免供奉騎士諸司荷丁。造行宮丁。今年調役。大赦天下。阻盜賊不在赦例。甲申。賜所過志摩百姓男女。年八十以上。稻人五十束。乙酉。車駕還宮。每所到行。輒會郡縣吏民。務勞賜作樂。甲午詔。免近江美濃尾張參河遠江等國供奉騎士戶。及諸國荷丁。造行宮丁。今年調役。詔令賜天下百姓。困乏窮者。稻男三束。女二束。

戊辰。三日なり〇三輪。中臣本に大三輪とあり〇脱其冠位。脱冠と云ふこと。文選に脱冠謝朝とあり。こゝも然あるべきを。脱冠位とありては。少か意たかへり。されど。冠に位の品定まりたり。されど。冠に位の品定まりたり。されど。冠に位の品定まりたり。されど。冠に位の品定まりたり。されど。冠に位の品定め給ふとおはしければ。こゝは其位記の事にやともおもはるれど。この事を靈異記には。脱其蝉冠とあり。蝉冠の事は。孝。其に就て試に考るに。當時冠はみな一樣の漆紗冠なれど。其冠を飾る蝉^{カサグシ}を給

ひて。其品位を分ち給ひしにや。さらば其蟬を脱て擎上せしは。即位を返し奉るよしなり。もしさもなくて。一樣の冠を脱たるのみにては。位を返すにはなるましく。またたゞ位記のみならむには。脱ことは書くましくやあらん。されどこの事。他に明證なれば。うけはりては云かたからんか。よく考へし〇辛未。六日なり〇不從諫云々。靈異記上に。故中納言從三位大神高市萬呂卿者。大后天皇時忠臣也。有記曰。朱鳥七年壬辰二月。詔諸司。當ニ二月。將幸行伊勢。宣下知此狀。而設備焉。時中納言恐妨農務。上言諫。天皇不從。猶將幸行。於是脱其蟬冠。擎上朝廷。亦重諫之。方今農節不可也。或遭旱灾時。便塞上己田口。水施百姓田。施水既窮。諸天感應。龍神降雨唯卿田。不落餘地。堯雲舜雨還霑。諒是忠信之至化義也。とあり。また懷風藻。藤原朝臣萬里。過神納言城詩に。一旦辭榮去。千年奉諫餘。松竹含春彩。容暉寂舊城。清夜琴樽罷。傾門車馬疎。普天皆帝國。吾歸遂焉如君道誰云易。臣義本自難。奉規終不用。歸去逐辭官。放曠遊綠竹。沈吟佩楚闌。天闕若一啓。將歸水魚歡。とあるなご。諫の行はれさりしを。其世にも歎きし人あり。さて續紀大寶二年正月。從四位上大神朝臣高市麻呂。爲長門守。三年六月。爲左京大夫。慶雲三年二月卒。以壬申功。詔贈從三位。とあり。補任には。持統元年中納日。序中納言。任左京大夫。子時。從四位上。とあり。據紀と異なり。○壬午。十七日なり〇所過神郡。郡を中臣本に部とあり。誤なり。さて神郡は。伊勢國度會多氣飯野三郡なり。大神宮式に見えたり。神宮雜例集云。皇大神御鎮坐之時。磯邊河以東。定奉神國飯野多氣度相詰也。などあり。この時の度會多氣二郡なり。下に詳に云〇伊賀國造長門守。三年六月。爲左京大夫。慶雲三年二月卒。以壬申功。詔贈從三位。とあり。補任には。持統元年中納日。序中納言。任左京大夫。子時。從四位上。とあり。據紀と異なり。○壬午。十七日なり〇所過神郡。郡を中臣本に部とあり。誤なり。さて神

は。國造本紀。伊賀國造。志賀高穴穗朝御世。皇子意知別命三世孫。武伊賀都別命。定賜國造。難波朝御世。隸伊勢國。飛鳥朝代割置如故。伊賀國風土記云。伊賀國者。往昔屬伊勢國。大日本根子彦太瓊天皇三年。御宇癸酉。分而爲伊賀國。本此號者。伊賀津姫之所領之郡也。仍爲郡名。亦爲國名。とあり。和名抄。伊賀國伊賀郡あり。同郡阿我郷あり。孝德御世の頃は。伊勢國に隸屬て。一國とは立さりしなり。飛鳥朝に。割置如故は。古への如く。風土記なる大日本根子彦太瓊天皇御宇癸酉。分而爲伊賀國。とあるこれなり。されどいざか疑はし。一國に復し給ひしなり。其は倭姫命世記。崇神天皇六十四年の注に。伊賀國。天武天皇庚辰歲七月。割伊勢國四郡。立彼國。とある。即これなり。意知別命は垂仁の皇子なり。武伊賀都命の事ものに見えす。栗田寛云。國造本紀の上文に。以天日鷦命。爲伊勢伊賀國造。とあり。本文隸伊勢國。とある。併按ふに。古は天日鷦命の裔孫。世々兩國の國造なりしを。成務御世に。故ありて。殊に武伊賀都命を封したまひしにやあらむ。と云り〇伊勢國造は。國造本紀に。伊勢國造。権原朝。以天降天牟久怒命孫。天日鷦命。勅定賜國造。本に種字脱たり。倭姫命世記記述抄に。牟天牟羅久怒命は。天忍雲根命と同神なり。天日鷦命は。亦天日別命とも申せり。此命の伊勢國を賜りしこと。倭姫命世記に引る。裏書勘注に引る風土記。また一書。大同本記等の書に委く見えたり。姓氏錄左京神別。伊勢朝臣。天底立命六世孫。天日別命之後也。と見え。ほな此系のこととは。望受福宜補任次第に委し。續紀神護景雲二年六月。以從四位上外衛中將。兼造西隆寺長官。參河守動四等伊勢朝臣老人。爲本國々造。ともありて。伊勢朝臣と同氏なり〇志摩國造は。國造本紀に。島津國造。志賀高穴

穗朝。出雲臣祖。佐比禰足尼。孫。出雲笠夜命。定_ニ賜國造。とあり。島は志摩國也。津は助辭か。また志摩國は。海國にて津なりしか故に。島津と云じか。古事記に島之速贊とあり。古は伊勢に隸たりしにや。萬葉七。伊勢海之。白水郎島津我_ア瓊玉。とよみ。また伊勢島なこもよめり。名義は海中に差出たる國なれば。島字の義なるへし。出雲臣は。天穗日命の後なれとも。佐比禰足尼。出雲笠夜命。ともに物に見えす。國造も此他に見あたらず。さて右の三國の國造ともは。此時車駕に仕奉りしものなるへし○甲申。十九日なり○所過志摩。通證云。今按。此時取道於海濱也。或伊勢志摩之國境。與今蓋異歟。廢帝紀曰。伊勢志摩兩國相爭。於是遷_ニ扈乘_{サキ}。刻於葦淵。續日本後紀曰。伊勢國答志郡。關氏分域指掌圖曰。按續日本紀。分志摩國答志郡。始置_ニ佐藝郡。此郡今則亡。伊良胡崎。存_ニ名子參河。錦島接_ニ屬于伊勢。其餘名勝。混入勢紀者。亦多矣。或曰。志摩本在_ニ伊勢參河之間。歷世既久。而爲_ニ海水_一所_ニ淪沒。後來割_ニ伊勢東偏。爲_ニ一國_一也。とあり。この事はなほよく考へし○稻人。類史に人を各に作る○乙酉。二十日なり○車駕還宮。按に辛未六日より。乙酉二十日至り。總かに十五日程にして。志摩國をさへめくりて還り給ふは。いとも速かなる御事なるにつきておもふに。かの高市麻呂朝臣か。農作の節なるを以。切に諫め奉りけん。其奏言をおもほしめして。かくは速く還幸なし給へる大御心と。おもひ遣り奉られたり。さらば高市麻呂か諫めも。かひなしこは申かたきか如し○每所到行。本に所字脱たり。今中臣本に據る○務勞賜。務字下脱字あるへし○甲午。晦日なり○詔令賜。本に令字下賜字脱たり。今本

書傍注。考本類史。一本に依る○困乏窮者。類史に困字なし。七年の下にも困乏窮者とあり○女二束。活字本に。二を三とあるは誤なり。

夏四月丙申朔丁酉。贈_ニ大伴宿禰友國直大貳。并賜_ニ聘物。庚子。除_下四畿內百姓爲_ニ荷丁者。今年調役。甲寅。遣_チ使者。祀_ニ廣瀬大忌神。與_ニ龍田風神。丙辰。賜_下有位親王以下。至_ニ進廣肆。難波大藏_上鍤_上各有_ニ差。庚申詔曰。凡繫囚見徒。一皆原散。

丁酉。二日なり○大伴宿禰友國。傳知られす○庚子。五日なり○四畿内。大和山城河内攝津なり。この後。元正天皇御世に。河内を割て和泉國を置り。其時より五畿内の稱あり○甲寅。十九日なり○丙辰。二十一日なり○賜鍤。倭名抄兼名死云。鑑一名鍤。和名久波。とあれど。誤なり。須岐と訓へし。既に云へり。さて親王を始め。諸臣といへども。田を作り給ふは。皇國の古風にて。神代よりの事なれば。かく鍤を給へるなり。これを或人。官人に鍤を給へるは。此時より始まれり。と云れしは。古のさまにくらきなり。出雲風土記に。素戔鳴尊の。大國主神に。五百箇。勤を給へることなど。なほ其他にも證見えたり。○見徒。本に徒字を脱せり。今中臣本集解に據る。

五月乙丑朔庚午。御_ニ阿胡行宮_一時。進_{オホシハ}賛者。紀伊國牟婁郡人。阿古志海

部河瀨麻呂等。兄弟二戸。復十年調役雜徭。復免挾抄八人。今年調役辛未。相模國司獻赤鳥鶴二隻。言獲於御浦郡丙子。幸吉野宮庚辰。車駕還宮。辛巳遣大夫謁者祠名山岳瀆。請雨。甲申贈文忌寸智德直大壹。并賜聘物。丁亥遣淨廣肆難波王等鎮祭藤原宮地庚寅遣使者奉幣于四所伊勢大倭住吉紀伊大神告以新宮。

乙丑中臣本に丙寅とあり。大小の差あり○庚午六日なり○阿胡行宮は。倭名抄志摩國英虞郡なり。萬葉一。幸于伊勢國時。留京柿本朝臣人麻呂。嗚呼兒乃浦爾。船乘爲良武。嫗等之。珠裳乃須十二。四寶三都良武香。四に網兒之山五百重隱有。佐堤乃埼。とある是なるへし。さて此は。三月伊勢行幸の時の行宮なり○阿古志。通證云。此又謂阿胡。と云り。細井貞雄云。志は尼に作るへし。阿胡根浦。萬葉集に見えたりと云れ。これは別處なり○河瀨麻呂。本に麻呂を麿に作る。今例に因て改む○雜徭賦役令義解に。凡調庸之外。國中諸事。不論大小。總爲雜徭也。とあり○辛未七日なり○丙子。十二日なり○庚辰。十六日なり○辛巳。十七日なり○大夫謁者。漢書注に。謁者即周之行人也。と云り。集解云。按此謂謁者猶使者。とあり○名山は。大山なり。拾芥抄に。七高山比叡。比良。伊吹。愛宕。金

峰。神峰。葛木。とあり。此等の類の山を云なるへし○甲申。二十日なり○文忌寸。上には書直とあり○丁亥。二十三日なり○庚寅。二十六日なり○大倭。式山邊郡大和坐大國魂神社○紀伊大神。式紀伊國名草郡伊太祁曾神社。相嘗新嘗。是なり。此神の御事は。神代紀伊國所坐大神是也。とある下に委く云り。さて其大神に並へて。大屋都比賣神社。都麻都比賣神社。次新嘗。右三神を合せて。紀伊大神と申奉れるなり。重胤云。此紀伊大神を。日前國懸大神なりと云説あれとも。其は非なり。地神本紀に此三神を。並坐紀伊國。即紀伊國造齋祠神是也。と所見たる。此紀伊國造は。本より神代以降。右の日前國懸兩大神に供奉りて。其地に土着る事はしも。神武東征の御時よりの事なり。即國造本紀。桓原朝御世。神皇產靈尊五世孫。天道根命。定賜國造。とある是なり。然るに此三神はしも。此國を木國と云。始より。此に御坐て。即木國と云も。此三神亦能分三布木種。とある。此御事に因れるなれば。即紀伊大神と申奉るならん。此三神に渡らせ給へりける。斯て天道根命はしも。右の日前國懸大神の。御神寶を供奉りて。此地に住給ひ初ては。此國の大神に仕奉らるべき理になん有ける。と云れたるにて明らけし○以新宮。釋紀私記に。宮下加事字讀。と云れたるか如くなるへし。さるにても。此四所にのみ。新宮の事を告じ給へるは。いかなる故にかありけん。知かたし。

閏五月乙未朔丁酉。大水遣使循行郡國。稟貸灾害不能自存者。令

得^レ漁^ニ採^レ山林^ニ池澤^ニ詔^テ令^テ京師及四畿内^ヲ講^ニ說^カ金光明經^ヲ戊戌^賜沙門觀成^{。純十五匹。綿三十屯。布五十端。美其所造鉛粉。丁未。伊勢大神奏天皇。曰。免^王伊勢國。今年調役。然應輸其二神郡^{ヨリアカラヒキ}赤引絲參拾伍斤。於來年當折其代。己酉。詔^テ筑紫大宰率河内王等^{曰。宜遣沙門於大隅。與阿多。可傳佛教。復上送大唐大使郭務悰。爲下御近江大津宮天皇所造阿彌陀像。}}

丁酉。三日なり○循行。本に循を修に作る。今京極本考本に據る○稟貸。通證に稟給也。貸與也。あるか如き義なるを。カヒオヒと訓れたるは。ひかことなり。カシアタフなと訓へし○戊戌。四日なり○觀成。續紀五に。觀成法師爲^ニ大僧都^ニ。中臣本京極本釋紀に。戒を戒に作るは誤なるへし○錦三十屯。本に三十を卅に作れり。今考本に依る○鉛粉。倭名抄調度部。容飾具。粉。文選好色賦云。着粉則大白。粉之路岐毛能。鑑注云。下總本岐作以。與伊呂波字類抄合。之路岐毛能。見活字本枕邊子。之路以毛能。見空物歸首宮卷。枕冊子。式部日記。榮花物語。五節卷。杏花卷。接脫文。粉所。以傳面者也。徐鍇曰。古傳面亦用米粉。釋名稱首飾。粉分也。研米使分散也。念就寫注。粉謂鉛粉及米粉。皆以傳面。取光潔也。典故襄式。供御白粉料。鐵米一石五斗。粟一石。然則西土皇國。古皆傳面。以米粉可知也。所謂之路岐毛能。即是。然後世無著米粉之事。唯有鉛粉之名。今俗謂鉛粉。爲於之呂以。是也。但源君所舉之粉。古之米粉。抑後世之鉛粉。未得詳。云。右の説に據らば。これまでみな米粉なり。此此時より鉛粉古之米粉。抑後世之鉛粉。未得詳。云。云。右の説に據らば。これまでみな米粉なり。此此時より鉛粉古之米粉。抑後世之鉛粉。未得詳。云。

粉を始て造りて奉らせしなるへし。この鉛粉をも。古本にシロキモノと訓り。本には音讀にしたり。通證云。水銀粉。和名波良夜。俗云。伊勢於志呂伊。出^ニ勢州射和^{イサワ}爲^ニ精品。元明紀曰。使^ニ伊勢獻^ニ水銀。今飯高郡丹生山出^トあり。また和名訣に。自粉俗云^ニ波布通^ト云^ニものあり。波布用^ニ采花物語御裝着卷。鑑^ト○丁未。十三日なり○免伊勢國今年調役。大神のかく奏し給ふ故は。知へきよしなけれど。思ふに。今年三月天皇行幸の頃しも。農時に當りて。百姓の勞苦せるさまを。神ながらも憐ませおはし坐し。かくは乞し給ひしにもあるへし。さらば彼高市麻呂朝臣の。諫言のさまも。思知られて。いざもかんこ^ニ○應輸。本に應字脱たり。今京極本中臣本兼永本類史に依る○二神郡。神郡の事は上にも既に云る如く。其本は神國と云ひき。さて其神郡には。二神郡三神郡等の稱あり。後には神八郡式の祝詞に。三郡國々處々とある處の祝詞講義云。即三神郡なり。また三箇神郡ともあり。神宮雜例集に。本記云。皇太神御鎮坐之時。大幡主命白久。己先祖天日別命賜^テ伊勢國內。磯部河以東。神國定奉^テ。飯野^{多氣}。即大幡主命。神國造大神主定給支。又云。難波長柄豐前宮御世。飯野^{多氣}度相。惣一郡也云々。と見えて。未此時三郡ならず。延暦儀式帳に。初^ニ神郡度會多氣飯野^{多氣}。三箇郡^{本記行事條に}。難波朝廷。天下立^レ評給時仁。以^ニ十鄉^ニ分豆。度會乃山田原。立^ニ屯倉^ニ豆云々。以^ニ十鄉^ニ分竹村^ニ。立^ニ屯倉^ニ云々。近江大津朝廷。天命開別天皇御代爾。以^ニ甲子年。小乙下久米勝麻呂仁。多氣郡四箇鄉申制豆。立^ニ飯野高宮村屯倉^ニ云々。三箇郡攝^ニ一處。太神宮供奉支。これ有り。然れば其元一なりし處を。孝德天皇御世に。分ちて度會多氣二郡と爲し。天智天皇甲子に。其

多氣郡を割て。飯野郡を置たりしなり。合せて此を二箇神郡と云ふ。然れども。右二郡の内。飯野一
郡は。神郡の員にして公郡なり。其は天智天皇御世に。二郡を別て三郡と成し。而して其一郡は。公
郡に召じかざる。然すかに憚思召す所の有けるなるへし。持統天皇六年紀に。神郡とも二神郡とも云
名出たり。雜例集に載る。寶龜五年七月二十三日。太政官符に。多氣度會二箇郡々々。二箇神郡。と有て。
又寛平九年九月十一日官符に。應以ニ伊勢國飯野郡。寄ニ太神宮。右郡云々。自今以後。永以奉レ寄。と有て。
此より全く神三郡に成れりしものなり。然れど儀式帳に記されし延暦の頃は。未二郡なりし故に。止由
氣宮儀式帳には。二箇神郡人夫云々。多氣度會二箇神郡。所レ進明曳調糸乎。など有て。紛れなきを。皇
太神宮儀式帳に。度會多氣飯野の三郡と云るは。其元三郡共に。一に攝て。太神宮の御縣なりしを。
其割分れたる所以を以て云むにてなり。舊行事記に。此詞の載れるには。此三郡を八郡と爲り。其は
延喜以後。文治迄に。五郡を增加奉給へるなり。雜例集に。伊勢國神郡八郡事。度會郡。多氣郡。飯野郡。
已上謂ニ之神三郡。又云。道後封戸九百七十一烟。貞辨郡天慶三年八月符二百烟。三重郡應和二年二月二
十三日符二百一烟。安濃郡天祿四年九月十一日符三百八十九烟。朝明郡寛仁三年九月十一日符云々。飯
高郡文治元年九月九日符。とありて。合せて神郡八郡なり。右は本筋の要文を
のみ約めて引ひ。と云れたるにて知へし〇赤
引糸は。未練さる生糸の名なり。神祇令に。孟夏神衣祭。義解に。神服部等。齋戒潔清。以ニ參河赤引神調
糸。織作神衣。とありて。これは參河の神戸より献りて。伊勢の多氣郡の服部等。服部郷に在て織るな
り。

り。これに附て或説に。赤引は地名なりと云り。和名抄郷名に。同國寶饌郡赤孫安加比古とあり。若
くは其地なりや。然も有らば。右の服部郷の神服部等。赤孫郷にて。糸を取ならんともおもはるれど。
しからず。儀式帳職掌行事條。禰宜大初位上。神主公成の下に。又毎年九月。己之家仁養蠶乃赤引生糸
九絹。織奉太神御衣仁供奉。と有を見れば。赤引は糸の名にて。地名に非すと。重胤が云れたるか如
し。此なるは。六月月次祭祝詞に。三郡國々處々爾。寄奉禮留。神戸人等能常毛進留御調糸。とある。即
それにて。御調糸は。太神宮式に。太神宮赤引糸冊約。木綿大七斤。麻大十二斤。とあり。儀式帳に。御
調荷前供奉行事。赤引糸四十斤。右以ニ五月三十日。御調專當郡司。並調書生。及郡長服長等。爲ニ大解除。
忌慎侍。亦郡内諸百姓等。人別私家解除清豆。御調糸持。參向太神官司仁。即太神宮司ト定豆。糸遠令ニ編
定。御調糸入豆。鹽湯持豆清豆。御調倉進納畢。以ニ六月十七日朝時。從ニ御調倉^{ナロシ}下豆。預度會多氣郡司。
並調書生。服長等。御前追持。參入太神宮。供奉行事波。神服織。神麻績御衣供奉。行事亦同。御調荷前糸
一百疋。右絹勧備奉行事。赤引糸奉時止同。なご見えたり。此調糸を。行事記に載る此文には。赤良曳
糸前御調糸とあり。度會宮は。赤引糸卅絹。木綿大四斤。麻大十斤と。大神宮式に見え。儀式帳には。
御調糸進入廿絹と有りて。小注に。見進入廿八絹。高宮御料分ニ絹。と記せり。神祇令には。上に引る如
有れども。式及儀式帳には。く。三河赤引神調糸の事
多氣度會二郡の由見えたり。なほ兩宮儀式帳五月例。六月例。及年中行事にも見えたれど。今は引出す。赤引と
赤色糸也と云れど。赤色なりと云る證見あたら
す。明らかにて。糸の清淨なるを云る名なるべし。○當折其代。通證に。折准折也。訓見ニ欽明紀。とあり。分折の意

にて。今年の當國の調役の數に足る。來年神郡より輸すへき赤引絲三十五斤の内を折て。調役を充てむとなり○己酉。本に己を作り。今通證引一本。考本に據る。十五日なり○上送云々。壬申年郭務様か。筑紫に在ける時。所造の佛像。其まゝにて在けるを。今大宰に命せて。上送せしめ給ふよしなり。或説に。此一章當し有脱誤と云れたれど。よく聞えたり。

六月甲子朔壬申勅^テ郡國長吏各禱名^{アル}山岳瀆^{カバ}甲戌遣^テ大夫謁者^{一詣ニ}四畿内^一請^レ雨^ア甲申賜^{ツカヘ}直丁八人官位^ア美^シ其造^{シオフチ}大内陵^ノ時勤^{イソシヨウ}而不懈^{シヤ}癸巳天皇觀^ニ藤原宮地^ヲ秋七月甲午朔乙未大赦天下^ト但十惡盜賊不^古懈者^{鹿島臣}橡樟^{クス}位及祿服^ニ御浦郡三年調役^{庚子}宴^ニ公卿^{王寅}幸^ニ吉野^ノ宮^ノ甲辰遣^テ使者^ヲ祀^ニ廣瀨與^ラ龍田^ヲ辛酉車駕還^レ宮^ノ是夜熒惑與^ニ歲星^ヲ於^ニ一步内^一乍^{アシ}光乍^{ヒカリ}沒^{アルトキハカクレツ}相近相避^ニ四遍^キ

壬申は。九日なり○長吏は。漢書高帝紀に。守尉長吏。注謂^ニ縣之令長^ヲ。とあり○岳瀆の下。集解に。請雨二字を補はれたれど。後漢順帝紀にも。縣^ニ名山岳瀆^一とのみあれば。本のまゝにてあるへし○甲戌。

十一日なり○甲申。二十一日也○癸巳晦日なり○秋七月。本に秋を冬に作る。今中臣本考本に據る○乙未二日なり○十惡。通證云。丘瓊山曰。十惡之名非^レ古也。起^ニ於齊^ノ而著^ニ於隋^ノ唐因^レ之^ヲ。隋書刑法志曰。置^ニ十惡之條^ヲ。多採^ニ後齊之制^ヲ。而頗有^ニ損益^ヲ。一日謀反。二日謀大逆。三日謀叛。四日惡逆。五日不道。六日大不敬。七日不孝。八日不睦。九日不義。十日內亂。犯^ニ十惡^ヲ及故殺^レ人。獄成者。雖^レ會^レ赦^ヲ猶除^レ名^ヲ。とあり。皇國大寶律の制。隋唐十惡に依て損益せるなり。律曰八虐。一日謀反。謂^レ謀^ニ危^ニ國家^ヲ二日謀大逆。謂^レ毀^ニ山陵及宮闈^ヲ三日謀叛。謂^レ謀^ニ背^ニ國從^ニ僞^ヲ四日惡逆。謂^レ敵^ニ及謀^ニ殺祖父母父母^ヲ。殺^ク伯叔父^ヲ姑^ヲ兄姊^ヲ外祖父母^ヲ夫之父母^ヲ五日不道。謂^レ殺^ク一家非^ニ死罪^ヲ三人^ヲ支^ニ解^ク人^ヲ造^ニ畜^ニ毒^ヲ厭^ニ懼^ク若^ク盜^ニ告及謀^ニ殺伯叔父^ヲ姑^ヲ兄弟^ヲ外祖父母^ヲ夫之父母^ヲ毀^ク四等以上尊長及妻^ヲ六日大不敬。謂^レ殺^ク大社^ヲ及^ニ誤^ニ犯食禁^ヲ御幸^{舟船}誤^ニ牢固^ヲ指^ニ斥乘輿^ヲ情理切害^ヲ及對^ニ捍詔使^ヲ而無^ク人臣之禮^ヲ七日不孝。謂^レ告^ニ言訛^ニ晉祖父母父母^ヲ及祖父母父母^ヲ在^ニ別^ニ籍異^ニ財^ヲ居^ニ父母喪^ヲ身自嫁娶^ヲ若作^レ樂^ヲ釋^レ服從^レ吉^ヲ聞^ニ祖父母父母喪^ヲ匿^レ不^レ舉^レ哀^ヲ詐^ニ稱祖父母父母死^ニ葬^ク父祖^ヲ妾^ヲ八日不義。謂^レ殺^ク本主本國^ヲ守^ク見受^ク業師^ヲ吏卒殺^ク本部五位以上上官長^ヲ及聞^ニ夫妻^ヲ匿^レ不^レ舉^レ哀^ヲ若^ク作^レ樂^ヲ釋^レ服從^レ吉^ヲ及改嫁^ヲとあるこれなり。隋律なる。不睦内亂の二項を除けるなり。されど此に十惡とあるは。なほ隋唐の名目のまゝにこれらしものなるへし○色布智等。賴史に等字なし○御浦郡。相模國なり。和名抄に出○注闕姓名。本に闕を國に

誤る。今中臣本考本。通證引一本に據る○鹿嶋臣。續紀天平十八年三月。常陸國鹿島郡中臣部二十烟。占部五烟。賜中臣鹿嶋速之姓。とあり○三年調。中臣本兼永本等に。三を二に作り○庚子。七日なり○壬寅。九日なり○甲辰。十一日なり○辛酉。二十八日なり○歲星。倭名抄。天地部。明星。兼名苑云。歲星一名明星。此間云阿加保之。案注曰。開元占經歲星占篇引石氏曰。歲星運行一周天。與太歲初應。故曰歲星。又謂之明星。之啓明。郭璞注。太白星也。天文志又云。太白曰西方秋金。晉灼曰。太白常以正月甲寅。與歲星晨出。東方云。是歲星即木星。明星太白之一名。即金星。並五星之一。則歲星明星。其不同可。知也云。兼名苑以明星爲歲星一名。然則太白歲星。並有明星之名。其阿加保之。今俗呼。晚明星。所謂啓明。即太白之屬。見於東方者。則此當引。謂爾雅明星。而引兼名苑明星者。其名同而誤也。蓋聚集同訓。阿加保之。又見神樂歌。及古今六帖。爲山百首。接阿加保之。即明星之義。是星光耀明於他星。故名。枕冊子明星音譜。云。さらはこに歲星と云るは。阿加保之とは異なり。

八月癸亥朔乙丑。赦罪。己卯。幸飛鳥皇女田莊。即日還宮。九月癸巳朔辛丑。遣班田大夫等於四畿內。丙午。神祇官奏上神寶書四卷。鑰九箇。木印一箇。癸丑。伊勢國司獻嘉禾一本。越前國司獻白蛾。戊午詔曰。獲白蛾於角鹿郡浦上之濱。故增封筍飯神二十戶。通前。

乙丑。三日なり○己卯。十七日なり○飛鳥皇女。天智天皇々女なり○辛丑。九日なり○班田大夫。續紀に班田使に作れり○丙午。十四日なり○神祇官。本に官を宮に作る。今秘閣本に據る○神寶書四卷。

集解に。按蓋錄諸神社等所傳神寶書也。とあるか如くなるへし。通證に。太神宮式所謂神寶書也。とも云り。○鑰九箇。鑰のことは天智紀三年の下に云り○木印一箇。古き社には。木印の存するもの往々あり。これも其類なるへし。通證に。據公式令。有内印。有外印。有諸司印。蓋是神祇官之印也。とあれど。これは官省などにて。捺印する印にはあらざるへし。○癸丑。二十一日なり○一本。中臣本に本を束に作る○白蛾。倭名抄。蛾和名比々流。とあり。通證に。蓋蠶火されと集解に。按蛾微少之物。非可レ献者。蓋蛾鵠誤耳。類聚抄曰。鵠兼名苑注云。鵠形如雁。人家所畜也。雄略天皇九年紀曰。吳獻二鵠。とあるはさることなるへし。また京極本には。蛾を蟲に作り。廣韻。蛾似蟲而小。能捕雀。玉篇與鵠同。鵠屬。とあれば。これも捨かたし。なほよく考へし○戊午。二十六日なり○浦上之濱。詳ならず○筍飯神二十戸。倭名抄越前國敦賀郡神戸。

冬十月壬戌朔壬申。授山田史御形務廣肆。前爲沙門學問新羅。癸酉。幸吉野宮。庚辰。車駕還宮。

壬申。十一日なり○山田史御形。姓氏錄右京諸蕃。山田宿禰。出自周靈王太子晉也。山田造。山田宿禰同祖。忠意之後也。又河内諸蕃。山田宿禰。魏司空禰之後也。通證。按司空禰。即山田連。山田宿禰同祖。忠意之後也。とあり。山田史と同氏なるへし。氏族志云。按山田宿禰。一爲太子晉之後。一爲王禰之後。似レ異其祖。據新唐書。王氏望。爲出太子晉後也。王禰晉陽人。晉陽隸太原。則其系出自晉者。明矣。

故今定爲一姓。忠意蓋亦利之裔孫。唯其世次不可考也。又有山田御井宿禰。同族也。見續紀。御形は。續紀慶雲四年四月。賜正六位下山田史御方。布笠鹽毅。優學士也。養老六年二月。詔曰。周防國前守從五位上山田史御方。監臨犯盜。理令除免。先經恩降。赦罪已訖。然依法備職。家無尺布。朕念御方負笈遠方。遊學蕃國。歸朝之後。傳授生徒。而文館學士。頗解屬文。誠以不矜若人。墮此道歟。宜特加恩寵。勿使徵職焉。とあり。此人の詩歌。懷風藻萬葉集に見えたり。癸酉。十二日なり。庚辰。十九日なり。

十一月辛卯朔戊戌。新羅遣級テ済朴憶德。金深薩等。進調。賜擬遣新羅使。直廣肆息長真人老。務大貳川內忌寸連等祿。各有差。辛丑饗祿。新羅朴憶德於難波館。十一月辛酉朔甲戌。賜音博士續守言。薩弘恪。水田人四町。甲申遣大夫等奉新羅調於五社。伊勢。住吉。紀伊。大倭。菟名足。

戊戌八日なり。○新羅。神文王十二年に當る。○朴憶德。本に憶を憶に作る。今京極本及下文に據る。○息長真人老。續紀和銅五年十月。從五位上息長老卒。○川内忌寸。姓氏錄河内諸蕃。河内忌寸。

同祖魯國白龍王之後也。此氏河内漢直と。同氏ならんとおぼしきよしより。推古紀十八年に云り。氏人は聖武帝時。宮内少錄河内忌寸友定。東大寺正倉院文書に見え。村上帝時。伊勢少目河内忌寸良兼。政事要略に見えたり。氏族志云。三代實錄。清和帝時。有近江高島郡節婦河内史能子。是亦同族歟。と云り。○辛丑。十一日なり。○甲戌。十四日なり。○續守言。京極本續を續に作る。○甲申。二十四日なり。○紀伊。上文に紀伊大神があるに同じかるへし。また日前國懸神社をも。兼て云るにあるへし。○菟名足。式大和國添上郡宇奈多理坐高御魂神社。大月次相管新三代實錄に。法華寺萬枕高御產栖日神である。これなり。大和志に。在法華寺村。今日楊梅天神。とあり。同書に。按本書鷹枕川源は。佐保川より出て。法華寺村を過ぎ。奈良川に入る。と云り。其川名蓋神名に起れり。栗田寛云。按蘭笠滴に。古檢地帳に。法華寺村の間の田地の名に。兩多利と書る。今も然呼處あるは。古の字奈多利の遺名なり。然るを貞觀以後。神名に法華寺を冠らせ唱ふるは。當時佛寺盛なりしも。此神社を其守護神など云じ事のありしより。起れるなるへし。長門本平家物語に。治承合戦の時。平重衡法華寺鳥居の前に打立。と云事見えたり。證とすへし。と云り。天平二年。神戸租稻一百一十束を以。祭料に充て。東大寺正倉院文書。大同元年。大和尾張等地十三戸を神封とす。新抄格勅符三代實錄。貞觀元年四月。正三位を授。元慶三年六月。從二位に進奉る見えたり。神名帳頭注に。神功皇后御宇。武内宿禰勸請。とあるは。據ある事か。

七年春正月辛卯朔壬辰以淨廣壹授皇子高市淨廣貳授皇子長與皇子弓削是日詔令天下百姓服黃色衣奴皂衣丁酉饗公卿大夫等癸卯賜京師及畿內有位年八十以上人衾一領繩一二匹縣二屯布四端乙巳以正廣參贈百濟王善光并賜聘物丙午賜京師男女年八十以上及困乏窮者布各有差賜船瀨沙門法鏡水田三町是日漢人等奏踏歌

壬辰二日なり○皇子長本に子字を脱せり。今中臣本京極本考本に據る○百姓服黃色衣奴皂衣。衣服令無位。謂庶人服皆皂綬頭巾黃袍謂我經體制制亦同。白綬皮履。朝廷公事即服之。尋常通得著草鞋。家人奴婢。橡墨衣。謂橡木質也。以橡染縫俗云橡左之此無白袴者文之省略也。衣とありて。大凡こそと同じ。さて皂衣とあるは。本居翁云。今鼠色なるへし。衣服令に。橡墨衣と定められたるも同じ。眞黒なるにはあらず。と云れたり○丁酉七日也○癸卯十三日なり○乙巳十五日なり○丙午十六日也○船瀨は祝詞式に。遣唐使奉幣詞に。舶居と云ふある。即それなり。臨時祭式に。開遣唐舶居祭。社主吉あるに同じ。賀茂翁曰。舶居とは。淩に船をとよめ置所を云。續日本紀に。播磨の國の某か。舶居の地を

奉りて。位を賜はりし事もあり。さて開舶居_一こは。初めて其淩を撈出るを云ふ。萬葉に。朝開じてこき行。など多くよめるを舉て。冠辭考に委じくいひつ。說闇と云れたるか如し。住吉神代記云。長柄船瀨本記。四至東限高瀬大庭。南限大江。西限朝瀬。北限川岸。右船瀨泊。欲遣唐貢調使。調物。積船舫造泊。天皇念行時。大神訓賜。我造長柄船瀨進矣。口造之。これは攝津國長柄船瀨なり。續紀二十八。神護景雲元年八月。筑前國宗形郡大領。外從六位下宗形朝臣深津。授外從五位下。其妻無位竹生王。從五位下。並以被僧壽應善誘。造金崎船瀨也。天應元年正月。授播磨國人佐伯直諸成。外從五位下。以進稻於造船瀨所也。延暦四年四月。授下部連國益。外從五位下。以獻稻船瀨也。八年十二月。播磨國美囊郡大領。韓鋲首廣富。獻六萬束於水兒船瀨。授外從五位下。十年十一月。授播磨國人出雲臣人麻呂。外從五位下。以獻稻於水兒船瀨也。また萬葉集六に。名寸隅乃。船瀨從所見。淡路島云々。名寸隅乃。船瀨之濱爾云々は播磨なり。攝津國大輪田船瀨。近江國和邇船瀨。並に三代格十六に見え。主基法師難波江に行て。云々を堀て令開。船津を造り。法を説て。人を教化すといふ事有。三代實錄に。遠江國敷智郡濱名の淩の塞毎に。其地の角避比古神の開給ふ故に。神地を授けられし事も有り。この船瀨を造るは。多く僧徒の勸誘に出るを以。こゝに船瀨沙門とは云けるなり。法鏡もまた其功あるを以。今水田を賜ひしなり。されどこうなるは。何處の船瀨と云ふ詳ならず○踏歌。通證に引る。仁和

五年正月十四日。踏歌記曰。稱^ニ踏歌^一者。新年之祝詞。累代之遺美也。歌頌以延^ニ寶祚^{トフキ}。言吹以祈^ニ豐年^{トフキ}。されど。皇國の古代にありしものにはあらず。小中村清矩云。踏歌は。歌垣と相似たる態ながら。此は漢土の風俗を。吾に傳へしものなり。但し伊呂波字類抄に。本朝事始を引て。天武天皇三年正月朔。朝^ニ大極殿[。]詔男女無^レ別。開夜踏歌[。]と見え。武類云。この事[。]紀には見えず。續日本紀。類聚三代格等に。天平神護二年。先是里中踏歌。濫行極多。勅加^ニ禁斷[。]尙猶不^レ已。至^レ此申禁之。とあるは。其名稱を襲ひたるのみにて。未た此方の古風なる歌垣ならん。日本紀に。持統天皇の七年八年とも。正月の十六日に。漢人奏^ニ踏歌[。]とあれば。其始彼土の人の。己か國俗を奏せしか移りて。終に吾國の朝儀となり。公事根源に所謂。正月十五日の男踏歌。十六日の女踏歌是なり。支那の古へ。正月上元の日。踏歌する事は。酒鑑類函十七に。朝野僉載を引て。唐明皇先天二年正月。十五六七夜。安福門外に於て。高燈を作り。少女其下に踏歌をす。とあれば。唐の世に創れる事[。]其は續日本紀に。天平二年正月辛丑。日^{十六}天皇御^ニ大極殿[。]宴^ニ五位以上。晚頭移^ニ幸皇宮[。]百官主典以上。陪從踏歌。且奏且引。引入宮裏[。]以賜^ニ酒食^ニ云々。また天平十四年正月壬戌。日^{十六}天皇御^ニ大安殿[。]宴^ニ群臣[。]酒酣奏^ニ五節田舞[。]訖[。]更令^ニ少年童女踏歌[。]又賜^ニ宴天下有位人[。]並諸司史生[。]於是六位以下人等。鼓^レ琴歌曰。新[。]年始[。]通[。]何久志社[。]供[。]奉良米[。]萬代摩提丹[。]宴訖賜^ニ祿有^レ差[。]とあるをみれば。其始は。國風の歌に合せて舞ひけんを。後には西土風に。詩を歌ひつる事。類聚國史七十二にみえたる。延暦十四年正月乙酉の。踏歌の條を考へて知へし。其典章は。朝野群載二十一に舉たるを見れば。五七言の詩にて。句の末に。大かた萬春樂[。]千春樂[。]など云詞を添へて。唱ふる例なり。此踏歌の字を。あらははしりと訓めるは。釋日本紀に。私記云。今俗云^ニ阿良禮[。]走^{ハシ}師說[。]此歌曲之終。必重稱^ニ萬年阿良禮[。]今改云^ニ萬才樂[。]是古語之遺也。とあれば。其始國風を歌ひたりし頃。一節の終に。萬年阿良禮と云詞を。添て歌ひたりしに起れり。と云れたるは。委き考なり。さて其裝束のさま。髮^{カサ}掃^{ワタ}の綿[。]と云るものあり。年中行事歌合にも引り。通證に。西宮記曰。踏歌供奉人[。]着^ニ無文[。]麁^シ闕[。]腹[。]白下[。]腰[。]白石[。]帶[。]深履[。]扇[。]綿花[。]白杖[。]高巾子[。]言吹振[。]六位[。]以^レ綿裏[。]面[。]源氏河海鈔曰。踏歌[。]人[。]以^レ綿造[。]華[。]著^ニ冠額[。]也。是號^ニ高巾子[。]公事根源曰。此男踏歌[。]時事也。などあるにて知へし。

二月庚申朔壬戌。新羅遣^ニ沙滄金江南。韓奈麻金陽元等[。]來^テ赴^ニ王喪[。]己巳[。]詔^ニ造^レ京司衣縫王等[。]收^ニ所掘戸[。]己丑[。]以^ニ流來新羅人牟自毛禮等三十七人[。]付^ニ賜憶德等[。]三月庚寅朔[。]日有^レ蝕之。甲午[。]賜^ニ大學博士勤廣貳上[。]村主百濟[。]食封三十戸[。]以^ニ優^ニ儒道[。]乙未[。]幸^ニ吉野宮[。]庚子[。]賜^ニ直大貳葛原[。]朝臣大嶋[。]聘物[。]壬寅[。]天皇至^ニ自^ニ吉野宮[。]乙巳[。]賜^ニ擬^レ遣^ニ新羅[。]使直廣肆息長貞人老[。]勤大貳大伴宿禰子君等[。]及學問僧弁通[。]神叡等[。]純綿布[。]各有^レ差[。]又賜^ニ新羅王[。]聘物[。]丙午[。]詔^ニ令^ニ天下[。]勸殖桑絳[。]梨栗蕪菁等[。]草木[。]

以助五穀。

庚申を。中臣本に辛酉に作る。暦の大小の差にて。庚申を晦日としたるなり。さては以下一日づゝの差あるへし〇壬戌。三日なり〇新羅。孝昭王二年なり〇赴王喪。東國通鑑云。唐至聖九嗣。新羅神文王十二年秋七月王薨。謚曰神文。太子理洪立。武后遣使吊祭。仍冊王爲新羅王輔國大將軍。行左羽韜大將軍。鷄林州都督。とあり〇己巳。十日なり〇造京司。臨時の官なるへけれど。後には見あたらす〇衣縫王。未詳。續紀。慶雲四年十一月。彈正尹從四位下衣縫王卒〇己丑。三十日なり。此月辛酉朔ならば。小月にて。此日二十九日なり〇甲午。五日なり〇優。上文に所謂優賜なり。賜はへり。〇乙未。六日なり〇庚子。十一日なり〇葛原朝臣大島。考本には葛を藤とあり。釋私記曰。葛原藤原也。とあり。大島。懷藻に大納言とあり〇壬寅。十三日なり〇乙巳。十六日なり〇辨通。續紀和銅五年九月。辨通法師爲少僧都〇神寂。同靈龜三年七月。爲律師。養老三年十一月。詔僧綱曰。神寂法師。幼而卓絕。道性夙成云々。天平二年十月。爲少僧都。などあり。元亨釋書。釋神寂。唐國人也。居元興寺。講唯識。天平九年化。後紀一にも見ゆ〇丙午。十七日なり〇紵。倭名抄調度部。織機具。麻苧。周禮注云。苧無之。麻屬。白而細者也。按某即草字訓爲加良無之一不與源君同上。また布帛部。絹布類。紵。唐式云。紵布三端。今案紵者。麻苧之紵。俗用麻布二字。云阿佐沼乃。是乎。按紵布。續紵械以爲布者。不與麻布之紵。麻械者。同上。麻訓。阿佐。紵訓。加良無之。見機具云云。ごあり。大和本草に。葉は紫蘇の形に似

て。青く大なり。一根より莖多生す。長じたるを刈て。皮を取り。苧とし。布とす云々。此は諸國にて。カツボウと云り。出羽にて生じたるを。越後にて織出。即越後縮と云り。とあり〇。蕪菁。倭名抄。蕪菁和名阿乎奈。記の歌に阿袁那とよめり。この蕪菁は。かぶらにて。俗に天王寺蕪と云ものなり。さて通説に。今按。諸國郡鄉。以桑麻梨栗一名者居多。蓋以此也。と云り。

夏四月庚申朔丙子遣大夫謁者詣諸社祈雨。又遣使者祀廣瀨大忌神。與龍田風神。辛巳詔内藏寮允大伴男人坐贓降位一階解見任官。典鑑置始多久與菟野大伴亦坐贓降位一階解見任官。監物巨勢邑治雖物不入於己知情令盜之故降位一階解見任官。然置始多久有勤勞於壬申年之役之故赦之。但贓者依律徵納。

丙子。十七日なり〇辛巳。二十二日なり〇内藏寮允。職員令。内藏寮頭一人。掌金銀珠玉寶器錦綾。雜絲。錦緞。諸蕃貢獻奇珍之物。年料供進御服。及別勅用物事。助一人。允一人。大屬一人。少屬一人。倭名抄。宇知乃久良乃豆加佐乃萬豆利古止比止〇大伴男人。續紀。大寶三年六月。從五位下大伴宿禰男人。爲大倭守。養老元年五月。從四位下大伴宿禰男人。爲長門守。とあり。卒闕たり〇坐贓。本に贓を貪に

誤れり。今秘閣本考本類史等に依る。下同し。廣韻に。納賄曰「贓」とありて。賄財なり。唐律名例に。徵贓于盜者。有正倍之法。○見任官。現在任せらるゝ所の官なり。選叙令に見ゆ。○典鑑。職員令に。中務省。大監物二人。掌下監。察出納。請進管鑑。少典鑑一人。とあり。鑑は字書に。二十兩也。或三十兩也。と注して。鑑の義は見えされど。古書ともには。すべてカキに此字を書たり。○置始多久。萬葉十六歌に。暮立之雨。うちふれは云々。夕附日。さすや云々。右歌二首。小飼王宴居之日取琴。登時必先吟。詠此歌也。其蕃字奴首。出自百濟國君男。彌奈曾富意彌也。河内宇奴造。宇努首同祖。百濟國人猶那子富意彌之後也。又河内未定。字努連。新羅王子金庭與之後者。不見。とあり。政事要略に。元正帝時。豐前守宇奴首男。伐隼人有功。しき見えたり。○監物。職員令。中務省。大監物二人。掌下監。察出納。請進管鑑。中監人。伐隼人有功。しき見えたり。○監物。職員令。中務省。大監物二人。掌下監。察出納。請進管鑑。中監物四人。少監物四人。續紀大寶元年二月。始任三下物。職。とある是なり。言意は。御前の管鑑を申し下す義なり。また或人は。鍵を固むるをオロスと云れば云なり。と云り。○巨勢邑治。巨勢既出。邑治また祖父とも書り。此人栗田眞人ともに。遣唐使となりしこと。文武紀に見えたり。聖武紀。神龜元年六月。中納言正三位巨勢朝臣邑治薨。難波朝廷大臣。大織德多之孫。中納言小錦中黒麻呂之子也。とあり。この黒麻呂に二子あり。邑治。小邑治。これなり。さて邑治は。音讀の例なり。倭名抄。石見國邑知郡於保知。とあり。ルは非なり。○知情令盜之。吏學指南に。本不三同謀。唯知所犯。謂之知情。唐職制律に。

主司知情。與同罪。とあり。○壬申年之役云々。本紀に此事見えす。本に之字なし。今類史に據る。○依律徵納。唐律疏議名例曰。諸以贓入罪。正贓見在者。還官主。注。轉易得他物。及生產蕃息。皆爲見在。疏議。正贓見在。未費用官物。還官。私物還主。轉易得他物者。謂本贓。是贓。廻易得馬之類。及生產蕃息者。謂婢產子。馬生駒之類。などあり。

五月己丑朔。幸吉野宮。乙未。天皇至自吉野宮。癸卯。設無遮大會於內裏。六月己未朔己未。詔高麗沙門福嘉。還俗。壬戌。以直廣肆。授引田朝臣廣目。守君苅田。巨勢朝臣麻呂。葛原朝臣麻呂。巨勢朝臣多益須。丹比真人池守。紀朝臣麻呂七人。秋七月戊子朔甲午。幸吉野宮。己亥。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。辛丑。遣大夫謁者。詣諸社。祈雨。癸卯。遣大夫謁者。詣諸社。請雨。是日。天皇至自吉野。八月戊午朔。幸藤原宮地。甲戌。幸吉野宮。戊寅。車駕還宮。

五月。本に五を主に誤。今正す。○乙未。七日なり。○癸卯。十五日なり。○六月己未朔己未。本に己未とある己未は。支干合はす。兼永本乙未に作れり。類史百八十七に癸未に作れり。考異云。按本月無ニ乙

未。癸未二十五日爲得之。而本史此條之下。有壬戌。壬戌四日。或疑本史己未重疊者衍文。類史作癸未者。癸己以音誤歟。云。按中臣本己未の二字なし。集解にも據て改めたり。今それに從ふ。○壬戌。本に戌を成に誤れり。今改め正せり。四日なり○引田朝臣。齊明紀に。阿倍引田臣に作れり。續紀大寶三年六月。從五位上引田朝臣廣目。爲齊宮頭兼伊勢守。とあり。卒年見えず○巨勢朝臣麻呂。本に麻呂を磨一字に作る。今例に依り諸本に據て改む。次なるも同じ。續紀。養老年正月。中納言從三位巨勢朝臣麻呂薨。小治田朝。小德大海之孫。飛鳥朝。京職直大參志丹之子也○葛原朝臣臣麻呂。中臣朝臣意美麻呂なり。前に出○巨勢朝臣多益須。前に出○丹比真人池守。續紀。大宰帥從三位多治比良人池守云云。褒善政也。天平二年八月。從二位大納言多治真人池守薨。左大臣正二位嶋之第二子也○紀朝臣麻呂。續紀。慶雲二年七月。大納言正三位紀朝臣麻呂薨。近江朝御史大夫正三位大人之子也。とあり○秋七月の上。水戸本に。上の癸未詔高麗沙門福嘉還俗。一字あり。この事は上に云り。私に置替たるものならむも料りかたし○甲午。七日なり○己亥。十二日なり○辛丑。十四日なり○癸卯。十六日なり○至自吉野。考本野下宮字あり○甲戌。十七日なり○戊寅。二十一日なり。

九月丁亥朔。日有蝕之。辛卯。幸多武嶺。壬辰。車駕還宮。丙申。爲清御原天皇設無遮大會於内裏。繫囚悉原遣。壬寅。以直廣參贈蚊屋忌寸

木間并賜聘物。以褒壬申年之役功。

辛卯。五日なり○幸多武嶺。齊明紀に。田身嶺に作れり。多武峰略記に。古記を引て曰く。七年九月。天皇勅定慧和尚爲先帝講妙經。五日因幸多武峰臨其會。と云ことあり。これは大日本史にも引れたれど。誤説なり。定慧は既く。天智帝四年乙丑に死たるを。其人に勅じ給ふへきよしなし○壬辰。六日なり○丙申は。十日なり○設無遮大會云々。萬葉二に。明日香清御原天皇崩之後。八年九月。御齋會之夜。夢裏習賜御歌一首云々。とある。此時の事なり。御歌は已に上に引ることあり○壬寅。十六日なり○蚊屋忌寸木間。蚊屋は坂上氏同姓なり。續紀。寶龜三年四月。坂上大忌寸苅田麻呂等言。以檜前忌寸。任大和國高市郡司。元由者。先祖阿智使主。輕嶋豐明宮取字天皇御世。率十七縣人夫歸化。詔賜高市郡檜前村而居焉。凡高市郡内者。檜前忌寸及十七縣人夫。滿地而居。他姓者十而一二焉。是以天平元年十一月十五日。從五位上民忌寸袁志比等。申其所由。天平三年。以內藏少屬從八位上藏垣忌寸家麻呂。任少領。天平十一年。家麻呂轉大領。以外從八位下蚊屋忌寸子虫。任少領。神護元年。以外正七位上文山口忌寸公麻呂。任大領。今此人等。被任郡司。不必傳子孫。而三腹遞任。四世子。今奉勅宜莫勘。譜第號任郡司。とあれど。現今ある姓氏錄に。このことを載せず。こゝに氏族志に。坂上系圖を引て云く。按坂上系圖。引姓氏錄云。都賀二子。長山寸爲兄腹祖。次志努爲中腹祖。次爾波伎爲

弟腹祖。而槍前直出。自山木。祓壇忌寸。蚊屋忌寸。出自志努。文山口忌寸。出自爾波。續紀所謂三腹
遞任。蓋是之謂也。云々。これにて蚊屋忌寸氏は。中腹志努の後なること明らかなり。さて此氏宿禰
姓あり。忌寸姓ありて。俱に志努孫糠手に出しことも。右の書に見えたり。續紀延暦六年閏五月。從七
位下蚊屋忌寸淨足。改忌寸賜宿禰姓。とあり。○壬申年之役功のこと。本紀に見えす。

冬十月丁巳朔戊午。詔自今年始。於親王下至進位。觀所儲兵。淨冠至直冠。人甲一領。大刀一口。弓一張。矢一具。鞍一枚。鞍馬。勤冠至進冠。人。大刀一口。弓一張。矢一具。鞍一枚。如此預備。己卯。始講仁王經於百國。四日而畢。十一月丙戌朔庚寅。幸吉野宮。壬辰。賜耽羅王子佐平等物。各有差。乙未。車駕還宮。己亥。遣沙門法員。善往。眞義等。試飲近江國益須郡醴泉。戊申。以直大肆。授直廣肆引田朝臣少麻呂。仍賜食封五十戶。十二月丙辰朔丙子。遣陣法博士等。教習諸國。

戊午。二日なり。○淨冠至直冠。本に下の冠を。官に作るは誤なり。今秘閣本に依る。○鞍馬の下。疑脱一匹二字。と通證に云れたり。○己卯。二十三日なり。○大日本史云。元亨釋蓄。濫觴鈔。並云。今年冬十月。

講仁王最勝二經於宮中。立爲恒式。とあり。本紀には洩じたるなるへじ。○庚寅。五日なり。○壬辰。七
日なり。○佐平等。二年紀に。耽羅王。遣佐平加羅。來獻方物。とあり。○佐平等の下。本に物字を脱せり。
今水戸本に依て補。契沖校本には。博物二字あり。と云り。○乙未。十日なり。○己亥。十四日也。○善往。
續紀二。善往法師爲大僧都。とあり。○試飲の下。中臣本に服字あり。○醴泉。倭名抄飲食部。醴和名古佐
介。白虎通に。醴泉者。狀如醴酒。可以養老。漢書師古注。醴泉瑞水。味甘如醴。とあり。元正紀靈龜
三年九月。天皇到美濃國。覽當耆郡多度山美泉。云々。自盥手面。皮膚如滑。亦洗痛處。無不除愈。
在朕之躬。甚有其驗。云々。寔惟美泉。即合大瑞。朕雖庸虛。何違天祝。可大赦天下。改靈龜三年。
爲養老年。とあり。○戊申。二十二日なり。○引田朝臣少麻呂。本に麻呂を麿に作る。今中臣本に據る。
續紀。慶雲元年十一月。改從四位下引田朝臣宿奈麻呂姓。賜阿倍朝臣姓。また養老四年正月。大納言正
三位阿倍朝臣宿奈麻呂薨。後岡本朝臣。筑紫大宰帥大錦上比羅夫之子也。とあり。○丙子。二十一日なり
○陣法博士。通證云。令無此目。今所謂軍學者也。とあり。今按に。後世に所謂軍學者なぞやうに。生
さかじき理屈をたてる。戰陣の心綻。兵術の勝劣などを教ふるにはあらずして。城塞の建築。隊伍の
懸引等を。むねと教ふる博士なるへじ。

宿禰御行。增^{スナ}封人二百戸。通前五百戸。並爲氏上。辛卯。饗公卿等。己亥。進御薪。庚子。饗百官人等。辛丑。漢人奏踏歌。五位以上射。壬寅。六位以下射。四日而畢。癸卯。唐人奏踏歌。乙巳。幸^{モロコシ}藤原宮。即日還宮。丁未。以^テ務廣肆等位。授^{モロコシヒト}大唐七人。與^ミ肅慎一人。戊申。幸^ミ吉野宮。

丙戌。二日なり○布勢朝臣御主人。大伴宿禰御行。共に大納言なり○辛卯。七日なり○己亥。十五日なり○進御薪。大日本史に。是歲至三十一年。本書毎年必書。其爲恒例可知。とあり○庚子。十六日なり○辛丑。十七日なり○漢人奏踏歌。漢人のこと次に云。本に奏下請字あり。衍なり。今秘閣本類史に依る○壬寅。十八日なり○唐人。通證云。今按。前言^ミ漢人^ミ漢時人也。此爲應神前後化來。此言^ミ唐人^ミ唐時人也。此爲推古以後化來。とあり。これを集解に。唐人蓋在京唐人也。と云るは是からず○乙巳。二十一日なり○丁未。二十三日なり○戊申。二十四日なり○辛吉野宮。大日本史云。本書還宮日缺。

三月甲申朔。日有蝕之。乙酉。以直廣肆大宅朝臣麻呂。勤大貳臺忌寸八嶋。黃書連本實等。拜鑄錢司。甲午詔曰。凡以無位人任郡司者。以進

廣貳。授大領。以進大參。授小領。己亥詔曰。粵以七年歲次癸巳。醴泉涌於近江國益須郡都賀山。諸疾病停宿益須寺。而療差者衆。故入水田四町。布六十端。原除益須郡。今年調役雜僑。國司頭至目。進位一階。賜其初驗^ミ醴泉者。葛野羽衝。百濟土羅々女。人純二匹。布十端。鉢十口。乙巳。奉幣於諸社。丙午。賜^ミ神祇官頭至祝部等。一百六十四人純布。各有差。

乙酉。二日なり○臺忌寸。臺直同祖。孝德紀に出○黃書連本實。天智紀に出。本實音讀なり○鑄錢司。倭名抄樹漸乃司。とあるによれば。倭名はなかりしなるへし。蒲生秀實か職官志云。司常作使。是時未設官舍。文武天皇三年十二月。始置鑄錢司。とあり。官職秘鈔に。鑄錢司。大寶已前有此官。不載三合條也。拾芥抄。弘仁九年。改長門國爲鑄錢司。とあり。此司。後に周防國に置たりしこと。三代格承和二年の官符に見えたり。類史神位部。遠江國鑄錢司正六位上黑山神あり。按に。鑄錢司と云に依て考るに。此國に。鑄錢司を置かれしことあるか。此事史に見えず。○甲午。十一日なり○任那司。本に任を仕に誤る。今考本等に據る○己亥。十六日なり○都賀山。未詳○益須寺。未詳○原除。集解云。按宥罪曰原。未見免字之義。と云り○頭至目。倭名抄に。長官察曰頭。國曰守。とある

か如く。こゝは長官を頭と云るなり○葛野羽衝。葛野は氏。羽衝は名と通えたり○百濟土羅々女。下の羅字永本になし。さて此は天智紀に。以三百濟百姓男女四百餘人。居于近江國神前郡。とあれは。其人等の内なるへじ〇乙巳。二十二日なり〇丙午。二十三日なり〇神祇官頭。これも上に同じく。長官を頭と云るなり。頭は伯なり〇祝部。これは神祇官の神部を云なり。令に見えたり。これを通證に。謂諸社祝部とあるは。しからず〇一百六十四人。或人云。伯以下使部直丁以上。神祇官に關る者。令に記せる處は八十九員にて。後世より思へば。甚盛なりこと云へきを。持統帝の御時。賜下神祇官頭至三祝部等二百六十四人上とあれは。令時より又盛なりしを思へしと云り。

夏四月甲寅朔戊午以淨大肆贈筑紫大宰率河内王并賜聘物庚申幸吉野宮丙寅遣使者祀廣瀬大忌神與龍田風神丁亥天皇至自吉野宮庚午賜律師道光聘物

戊午は。五日なり〇河内王。朱鳥元年紀に見えたり。天智紀にも見えたれど。詳ならず。河内王と申す人四人あり。是何れならむ。葬三河内王豊前國銚山之時。手持女王作歌あり。銚山は。同國田川郡にて。彼地に此王の墓今に在と云り。大宰率なれば。この河内王なるへじ。此王淨廣肆にて。大宰帥さへ爲れること。三年紀に見えたり。〇庚申。七日なり〇丙寅。十三日なり〇丁亥。大日本史云。本書一本作丁未。今云。中臣本にも。丁未に作れり。今推甲子。是月無丁亥丁未。疑丁卯之誤。丁卯十四日也。

とあり。集解には丁卯に改めたり。信友云。按丁亥癸亥誤。當三十日吉野之幸。例四日而歸。然則此日。當在庚申下。と云り〇庚午。十七日なり〇賜律師。本に賜を贈に作れり。今京極本に據る。道光。白雉四年紀に出。

五月癸未朔戊子饗公卿大夫於内裏癸巳以金光明經一百部送置諸國必取每年正月上玄讀之其布施以當國官物充之

癸未朔。類史に甲申朔とあり。考異云。按四月甲寅朔爲大。則五月甲申朔。戊子五日也。爲小。則癸未朔。戊子六日也。本史不_レ是。と云り〇戊子は。六日なり。類史歲時部。五月五日駒牽。六日附出。とあり〇癸巳。十一日なり〇金光明經云々。金光明經は。即最勝王經なり。金光明最勝王經十卷。大唐三藏沙門義淨奉制譯。公事根源御齋會。正月八日。是は大極殿にて。八日より十四日まで。七ヶ日の間。最勝王經を講せられて。朝家を祈申侍なり。此經ごり分。國家を護持する功能あるによりて。荒玉の年の始には。先講せらるゝにや。天平元年十月に。大極殿にて講せらる。また天武天皇九年五月に。始て金光明經を。宮中ならひに諸司にて講せらる。是なんとをも。始とは申へきか。桓武の御宇。延暦二十一年正月より。かやうに年々の事には。成ぬる成へしとあり。されと御齋會の正月に行はるゝ事の起りは。此御時なるへじ。なほ天武紀九年の御齋會の式は。北山抄に委じ〇上玄。玄は竝の省文なり。下見合すへし。

敏達紀櫻井弓張皇女を。記には櫻井玄王に作れり。通證云。釋曰。上玄三日也。倭名鈔。弦和名由美八利。釋名。弦月若張弓弦也。書言故事。每月初八日爲上玄。とあり。按に上弦は。八日とあるを正。とすへし。御齋會の正月八日に起れるを以しるへし。釋紀の説は非なるへし。○當國官物充之。考本に官を公に作れり。延喜主稅式云。凡諸國々分二寺。各起正月八日迄十四日轉讀最勝王經。其布施三寶。絲卅斤。僧尼瓶一匹。綿一屯。布二端。定坐沙彌各布二端。とあり。

六月癸丑朔庚申。河内國更荒郡。獻白山鷄。賜更荒郡大領小領位人一級。并賜物。以進廣貳。賜獲者刑部造韓國。并賜物。秋七月癸未朔丙戌。遣巡察使於諸國。丁酉。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。八月壬子朔戊辰。爲皇女飛鳥一度沙門一百四口。九月壬午朔。日有蝕之。乙酉幸吉野宮。癸卯。以淨廣肆三野王。拜筑紫大宰率。

庚申。八日なり。○白山鷄。倭名抄羽族部。山鷄一名鷦鷯。夜未止利。とあり。天智紀十年にも見えたり。○刑部造。天武十二年九月。賜姓爲連。とあり。○丙戌。四日なり。○丁酉。十五日なり。○戊辰。十七日なり。○皇女飛鳥。天皇御妹なり。文武紀四年四月。淨廣肆明日香皇女薨。天智天皇之女也。萬葉二。明日

香皇女木麿殯宮之時。婦本人麻呂作歌あり。忍坂部皇子の御妻に坐り。○一百四口。考本口を人に作れり。○乙酉。四日なり。○幸吉野宮。還幸の日を脱せり。○癸卯。二十二日なり。○大宰率。考本に率一本帥。とあり。

冬十月辛亥朔庚午。以進大肆。賜獲白蝙蝠者。飛彈國荒城郡弟國部弟日。并賜絶四匹。綿四屯。布十端。其戶課役。限身悉免。十一月辛巳朔丙午。赦殊死以下。十二月庚戌朔乙卯。遷居藤原宮。戊午。百官拜朝。己未。賜親王以下至郡司等。絶縣布。各有差。辛酉。宴公卿大夫。

庚午。二十日なり。○白蝙蝠。通證云。倭名抄。蝙蝠和名加波富利。貝原氏曰。欲蚊之訓義。本草曰。蟻伏夜飛。食蚊蚋。拾玉集云。加字毛利波夜毛。戸閉奴古寺爾。内外母無久。飛紛布奈利。本草曰。有純白如雪。頭上有冠者。仙經以爲服之。千百歲令人不死死者。乃此方士誑言也。とあり。かゝる誑言をも信たまひて。愛させ給ひしなるへし。○弟國部弟日。本に部を郡に作れり。今中臣本考本。通證引ト家本等に據る。系は詳ならず。三代實錄陽成紀に。木工權大工弟國部高繼あり。○丙午。二十六日なり。○殊死以下。漢書注。師古曰。殊死也。言其身首離絶而異處也。吏學指南。殊死漢律斬刑也。とあり。○乙卯。六

九年乙未

日なり○遷居藤原宮。萬葉一。從明日香。遷居藤原宮之後。志貴皇子御作歌。妹女乃。袖吹反。明日香風。京都乎遠見。無用爾布久。○戊午。九日なり○己未。十日なり○辛酉。十二日なり。

九年春正月庚辰朔甲申以淨廣貳授皇子舍人丙戌饗公卿大夫於內裏。甲午進御薪。乙未饗百官人等。丙申射。四日而畢。閏一月己卯朔丙戌。幸吉野宮。癸巳車駕還宮。三月戊申朔己酉。新羅遣王子金良琳。補命薩滄朴強國等。及韓奈麻金周漢。金忠仙等。奏請國政。且進調獻物。己未。幸吉野宮壬戌天皇至自吉野。庚午遣務廣貳文忌寸博勢。進廣參下譯語諸田等於多禰。求蠻所居。

九年。本紀には載られざれど。此年を大化と改られたる傳あり。其は信友云。皇年代略記に。朱鳥は至二八年甲午とある。乙未を大化元と舉て。大化二と記し。さて元年乙未。去三月癸巳。近江國都賀山醴泉出。爲瑞歟。とあり。愚管抄なる皇帝年代記。また大鏡目錄。東寺年代記。明應製年代記に記せるも。年號年次これに同じ。紹運錄。文武天皇の譜に。大化三年二月立太子とあるは。續紀に持統天皇の十一年立爲皇子。王子枝別記に。文武天皇の御事を。持統天皇の十一年春二月丁卯朔壬午立爲皇子と見え。又

袋草紙に。持統天皇大化三年。讓位於輕皇太子。紹運要略。太上天皇の部に。持統天皇大化三年丁酉八月一日。讓位于文武。紹運錄文武天皇の譜に。大化三年八月一日即位とあるも。ともに持統紀十一年に見えて。すなはち文武天皇即位元年に當れり。さて大化は。既に孝德天皇の年號なりじを。再用る給へる事は。いとあるまじき事に思はるれど。大寶より前の方の年號は。後の御世の例の如くに。さはかり重事として。必天下に通用るさせ給へるはかりにはあらて。一時の嘉號の如くに。ものじ給ひけるなるへし。と云れたるにて。此年を大化元年と云しことは明らかし○甲申。五日なり○丙戌。七日なり○甲午。十五日なり○乙未。十六日なり○丙申。十七日なり○丙戌。八日なり○癸巳。十五日なり○己酉。二日なり○新羅。孝昭王四年なり○金良琳。本傍書に琳を麻とあり○補命。通證に疑官名とあり○薩滄。釋私記曰。冠名。とあり。續紀一〇三。九。十五に薩滄あり。匝滄なるへし。東國通鑑。三日匝滄。とあり○韓奈麻。本に麻を琳に作る。今秘閣本考本。本書旁書。釋紀等に據る。冠名なり○金忠仙。考本忠仙の間に國字あり○奏請國政。本旁書考本に請字なし○己未。十一日なり○壬戌。十四日なり○自吉野。考本此下宮字あり○庚午。二十二日なり○文忌寸博勢。續紀。文武二年四月。遣務廣貳文忌寸博士等八人于南嶋。とあり○下譯語諸田。姓氏錄河内諸蕃。下曰佐。出自漢高祖男。齊悼惠王肥之後也。元正紀。少初位下河内手人大足。賜下譯語姓。と云事見えたり○多禰。本に禰を彌に作る。今考本等に依る○蠻所居。通證に。唐書南蠻傳曰。有三十姓白蠻。五姓烏蠻。多禰島在西南。故曰

變。然史匈奴傳。有北蠻之語。不必指南方。

夏四月戊寅朔丙戌遣使者祀廣瀨大忌神與龍田風神甲午以直廣參贈賀茂朝臣蝦夷并賜聘物本位勤一大壹以直大肆贈文忌寸赤麻呂并賜聘物本位勤山中五月丁未朔己未饗隼人大隅丁卯觀隼人相撲於西櫻下六月丁丑朔己卯遣大夫謁者詣京師及四畿內諸社請雨壬辰賞賜諸臣年八十以上及痼疾各有差甲午幸吉野宮壬寅至自吉野。

丙戌九日なり○甲午十七日なり○賀茂朝臣蝦夷天武紀上に鷦君に作れり○文忌寸赤麻呂本に麻呂を麿に作り下に等字あり今中臣本考本に據る此人天武紀に見えす○注本位大山中按に此爵は天智天皇三年の制なり其後改めて爵を賜はらさりしなり○己未十二日なり○隼人大隅類史考異に隼人大隅恐錯置而諸本本史並如此。とあり集解には改めたり○丁卯二十一日なり○西櫻下天武紀に飛鳥寺西櫻下とありこゝも飛鳥寺三字脱じものにもあるへし○己卯三日なり○京師考本に師を都に作れり○壬辰十六日なり○痼疾類吏に疾を病に作れり戸令に癱瘓侏儒。

腰背打一支瘡如此之類皆爲痼疾義解謂痼疾也。とあり○甲午十八日也○壬寅二十六日なり○至自吉野考本此下宮字あり。

秋七月丙午朔戊辰遣使者祀廣瀨大忌神與龍田風神辛未賜擬遣新羅使直廣肆小野朝臣毛野務大貳伊吉連博德等物各有差八月丙子朔己亥幸吉野宮九月乙巳朔至自吉野戊申原放行獄徒繫庚戌小野朝臣毛野等發向新羅冬十月乙亥朔乙酉幸菟田吉隱丙戌至自吉隱十一月甲戌朔戊寅幸吉野宮丙戌至自吉野賜淨大肆泊瀨王聘物。

戊辰二十三日なり○辛未十六日なり○小野朝臣毛野續紀和銅七年四月中納言從三位兼中務卿勤三等小野朝臣毛野薨小治田朝大德冠妹子之孫小錦中毛人之子也。とあり○己亥二十四日なり○幸吉野宮本に宮字なし今京極本考本に據る○九月乙巳朔本に九月朔二字を脱せり今京極本に依る○至自吉野考本此下宮字ありさて本に此下に九月乙巳朔五字あり京極本に無きに據る○戊申四日なり○行獄行は現行の義に書れしものなるへしされと此熟字いさか疑はし。集解に。塙蓋風算行跡原故行

同祖。天足彦國押人命之後也。とあり。歌よみの壬生忠岑も。此氏人なり。仁德紀に云り。按に。類史に此壬を王とあり。王の誤なるべし。依て按に。類史七十八。慶雲四年五月の下に。陸奥國信太郡王生五百足と云人見えたり。王生とは聞つかぬ氏なり。壬の誤か。されどなほよく考ふへし〇己亥。二十八日なり〇甲辰。三日なり〇爲忌す。集解云。按天皇九年紀曰。大錦下秦造綱手卒。由壬申年之功。贈大錦上位。由レ是觀之。此賜ニ忌寸追贈也。蓋詔下脱ニ贈字。と云り。さることなり〇乙巳。四日なり〇至自吉野。考本此下宮宇あり〇己酉。八日なり〇授尾張宿禰大隅。續紀。天平寶字元年十二月。太政官奏曰云々。從五位上尾治宿禰大隅。壬申年功田三十町。淡海朝廷諒闇之際。義興警蹕。潛出關東。于時大隅參迎奉導。掃清私第。遂作行宮。供助軍資。其功實重。准レ大不レ及。比レ中有餘。依レ令上功。合レ傳三世。とあり。さて同紀七。贈從五位上尾張宿禰大隅息。正八位下稻置等一十人。賜田各有差。と云ことあり〇甲寅。十三日なり〇戊子。十八日也〇丙申。二十六日なり〇至自吉野。此下にも宮宇あるへし。

秋七月辛丑朔。日有蝕之。壬寅。赦罪人。戊申。遣使者祀廣瀬大忌神。與龍田風神。庚戌。後皇子尊薨。

壬寅。二日なり〇戊申。八日なり〇庚戌。十日なり〇後皇子尊薨。私記曰。高市皇子也。扶桑略記。十年七月。太政大臣高市薨。年四十三。とあり。後とは。先に薨し給ふ草壁皇子に對したるなり。されど上

文に。何事をも記されず。又御名をも申さて。うちつりに後皇子尊と書されたる。いとにはかなるにつけて。信友か論へる說あり。次に云へし。まつ此皇子は。信友も云りし如く。皇胤紹運錄に。日並知皇子の。はるかに末の御弟に系りて記され。その外の書ともに。記せる趣も。日並知皇子の御弟の如くきこえ給へれど。まことは御兄になん。おはしまじける。其は公卿補任の。此皇子の傳に。天武天皇第二息。母智形君徳善女。尼子娘也云々。持統天皇十年七月十三日。年四十三にて。日並知皇子の。八歳^{カニ}上の御兄なる事著し。然はおはしけれど。高市皇子は。智形君腹に生れ給ひ。日並知皇子は。皇后の御腹なりければ。皇太子に立給ひ。天皇崩後。しかくの御ありさまにて。おはしまじけるほどに。薨給ひけるによりて。此度は御兄とます。高市皇子を相繼かじめ奉り給へるにそあるへき。然るに此皇子も。薨給ひにければ。又日並知皇子の御子珂瑠皇子を。相嗣て立給ひ。又同じさまにて。おはしまじけるを。後にさらに皇太子に立て。御世を嗣じめ給へるなるへし。文武天皇の御事なり。かく考奉れる事は。懷風藻葛野王の傳に。高市皇子薨後。皇太后引王公卿士於禁中。謀立日嗣云々。王子進奏曰。我國家爲法也。神代以來。子孫相承。以襲天位。若兄弟相及。則亂此興。云々。聖嗣自然定矣。此外誰敢間然乎云々。皇太后嘉其一言。定國云々。と記せるを。つらへ按るに。まつ天武紀に。天皇の皇子等を惣載されたる中に。草壁皇子尊。高市皇子命也。この二柱にのみ。尊と命との字を別て。崇書され。後に及ひて。この高市皇子を。後皇子尊萬葉集には。日並知皇子尊。高市皇子と記されたるにても。草壁皇子

の薨後。相繼て同等におはしましたる事著し。萬葉集に。日並知皇子尊。殯宮之時。よめりとある長歌の反歌の下に。或本云。以二件歌爲後皇子尊殯宮之時反歌也。と註せるも。一皇子同しさまにおはしましたりけるから。傳の混のありしなるへきをも。思ひ合すべし。長柄山風に云る説を取捨し。しかるに通證に。考ニ懷風藻萬野王傳。此時將三建爲三儲位。故曰ニ後皇子。日ノ尊。記者寓ニ其意也。と云れたるは。たゞに記者の寓意とのみ。思はれたるかことき説なれど。其はいと疎略なる注なり。かくて此時の御葬のさまを。萬葉集に。高市皇子尊。城上殯宮之時。柿本朝臣人麻呂作歌あり。歌中に。百濟之原從。神葬。また城於道從。角障經。石村平見乍。神葬云々。こありて。御墓は三立岡と云にあり。諸陵式に。三立岡墓。高市皇子。在ニ大和國廣瀬郡。兆域東西六町。南北四町。無ニ守戸。大和志に。三立岡墓。大垣内村三立山。墓畔小冢二。とあり。

八月庚午朔甲午。以ニ直廣壹。授多臣品治。并賜物。褒美元從之功。與堅守關事。九月庚子朔甲寅。以ニ直大壹。贈若櫻部朝臣五百瀨。并賜物。以顯元從之功。冬十月己巳朔乙酉。賜右大臣丹比真人。與杖。以哀致事。庚寅假賜正廣參位右大臣丹比真人。資人一百二十人。正廣肆度淨行者一十人。

大納言阿倍朝臣御主人。大伴宿禰御行。並八十人。直廣壹石。上朝臣麻呂。直廣貳藤原朝臣不比等。並五十人。十一月己亥朔戊申。賜大官大寺沙門弁通。食封三十戶。十二月己巳朔。勅旨講讀金光明經。毎年十二月晦日。度淨行者一十人。

甲午。二十五日なり。○多臣品治。天武前紀に。多朝臣とあり。こゝは朝字脱たるものなるへし。○賜物。賜は賄の誤にはあらざるか。○守關事。不破道を守らしこと。壬申紀に詳なり。通證に。鈴鹿關司と云れたるはたかへり。○甲寅。十五日なり。○乙酉。十七日なり。○丹比真人。本に名を脱せり。この人は上にも既に出て。四年七月右大臣となりませり。大寶元年七月に薨するよし。十八續紀に見えたり。多治比王の子なり。○與杖は。與と杖となり。與に乗り。宮門に出入し。杖つく事をゆるし玉なり。なほ此後にも。文武紀四年正月。賜右大臣多治比真人嶋。靈壽杖。及與杖。優高年也。と云ふことあり。○哀致事。考本に哀を表に作れり。致事は。禮内則。七十致事。事與仕通。白虎通曰。致仕。臣以ニ執事趨走爲職。七十陽道絶。耳目不聰明。故致其事於君也。とあるが如く。年齢の七十になれるを云るなり。此時已に仕を致して。身を退けしにあらず。此より後に。扶桑略記。四年庚子八月二十六日。右大臣多治比真人嶋。任ニ左大臣。とあるを以知へし。○庚寅。二十二日なり。○假賜正廣參位。通證に。位字恐衍。

あり。考本にはなし。されどありても妨なし。さて假賜とは。資人を假し賜ふ意なるへし。さるを假賜を水戸本には倒せり。さらば賜シ假シ正廣參ミ云々となれり。いかゞにおほの○資人。崇峻紀に見ゆ○大納言。此二人大納言となりし年月未詳○阿倍朝臣御主人。元年紀に。布制朝臣シあり。此事既に云。姓氏錄に。布制朝臣シは。阿倍朝臣同祖シあれば。此人のシ阿倍朝臣改められしなるへし。續紀二一には。阿倍普勢臣御主人。朝臣シと書り。續紀。大寶元年三月。以ニ大納言正從二位阿倍朝臣御主人シ右大臣。三年閏四月。右大臣從二位阿倍御主人。朝臣シ薨。難波朝左大臣倉梯麻呂之子也。とあり。公卿補任には。年六十九。布勢麻呂古之男シあり○大伴宿禰御行。續紀大寶元年正月。大納言正廣參大伴宿禰御行薨。贈正廣貳右大臣。難波朝右大臣大紫長德之子也。とあり○石上朝臣麻呂。本に麻呂を磨に作る。今考本に據る。麻呂此時中納言たりしこと。續紀。大寶元年三月。中納言正々三位石上朝臣麻呂。爲ニ大納言。慶雲元年正月。以ニ大納言從二位石上朝臣麻呂。爲ニ右大臣。和銅元年三月。右大臣正二位石上朝臣麻呂。爲ニ左大臣。養老元年三月。左大臣正二位石上朝臣麻呂薨。帝深悼惜焉。爲レ之能レ朝。贈從一位。百姓追慕。無不痛惜。大臣泊瀬朝倉朝廷大連目之後。難波朝衛部大華上宇麻子之子也○藤原朝臣不比等。上文には史に作る。此時中納言たりしこと。續紀。大寶元年三月。中納言正々三位。石上朝臣。藤原朝臣不比等。爲ニ大納言。和銅元年三月。大納言正二位藤原朝臣不比等。爲ニ右大臣。養老四年八月。右大臣正二位藤原朝臣不比等薨。帝深悼惜焉。爲レ之廢レ朝。舉哀内寢。特有ニ優勅。吊賻之禮。異于群臣。大臣近江朝内大臣大継冠鑑足之第二子也。十月。詔遣ニ大納言正ニ位長屋王。

中納言正四位下大伴宿禰旅人シ就ニ右大臣第。宣贈太政大臣正一位。懷風藻に年六十三シあり○戊申。十日なり○弁通。續紀五、弁通法師シ少僧都。三十戸。中臣本に冊戸シあり○講讖。秘閣本活字本中臣本に。講を縁に作る。

十一年春正月。戊戌朔甲辰。饗公卿大夫等。戊申。賜天下鰥寡孤獨篤癃。貧不能自存者稻。各有差。癸丑。饗公卿百寮。二月丁卯朔甲午。以直廣壹當麻眞人國見。爲東宮大傅。直廣參路。眞人跡見。爲春宮大夫。直大肆巨勢。朝臣栗持爲亮。

戊戌朔。三字本になし。今考本集解に據る○甲辰。七日なり○饗公卿大夫。本に公卿二字を脱。今中臣本。類史歲時部文に依る○戊申。十一日なり○癸丑。十六日なり○二月丁卯朔。此下に脫文あり。釋紀私記に。引ニ王子枝別記曰。文武天皇少名珂瑠皇子。天武天皇皇太子草壁皇子尊之子也。持統天皇十一年。春一月丁卯朔壬午。立爲ニ皇太子シ。とあり。壬午は十六日なり。こゝには。この壬午の一條を脱せることが明らけし。さて此珂瑠皇子の。皇太子に立給ふ時の事を。上にも引て云る。懷風藻葛野王の傳に。高市皇子薨後。皇太后引ニ王公卿士於禁中。謀立ニ日嗣云々。王子進奏曰。我國家爲法也。神代以來。子

孫相承。以襲天位。若兄弟相及。則亂此興云々。聖嗣自然定矣。此外誰敢間然乎云々。皇太后嘉其一言定國云々。とあるが。たゞならず聞ゆるに就て。信友か考へたる説あるを。こゝに云へし。懷風藻に。高市皇子薨後。皇太后云々。謀立日嗣と記せるを合せおもふに。紀に記されたるところは。持統天皇。此頃既に御世を知食し。即位の禮をさへに行ひ給へる後の事なるに。なほ皇太后と申し。皇后を皇す事は。次の御世に及ひて。奉らるる例の尊號なり。此に其尊號もて記せるは。草壁皇子の奉り給へるなるへ。しかるに。天武紀遺詔のところに。皇太后と。たゞそころ書されたる。太字は。衍寫なるに。又紀を撰はる時。當時の文書のよに。採り記されて。佐師はさりしにも。また謀立日嗣と記せるなど。日嗣とは。天照大御神の御任を。御子の草の。謂々に受傳給ひて。天下を知者す由のあるへし。また謀立日嗣御稱なり。天武紀の監修の字注に。古云。日嗣也。と記されたり。かくて其御位を嗣給ふべき。諸の皇子を。日嗣皇子と申し奉るに。事たかひてきこゆるは。紀には據らすして。別に當時の實の御ある漢様には。皇太子。また太子とも申す御事なり。群臣皇太后に請申して。強て神器を奉り。天皇を崇め奉り。即位の禮をも行ひ奉りつれど。御みつからは。なほ謙給ひて。うけはりて。もはら天皇の如くにのみはものし給はす。草壁皇子に繼て。また高市皇子をもて。日嗣に定おかせ給ひたるなり。其は此高市皇子の薨給へるによりて。謀立日嗣といへるをもて。前の草壁皇子の上に旋らじて。もとより日嗣に定まりて。おはしましたりし事の。おのづから然と知られたり。さて然定めたまひける後の事なるへし。此高市皇子を。御世の四年に大臣とし。七年に淨廣壹の爵を授給ひたる事。紀に見えたり。此は前に草壁皇子。立太子の時。令攝萬機と命給ひ。其後淨廣壹を授給ひたると。おほかた同例なりけり。皇太子に立給へる草壁皇子に。爵を授ひ。また此皇子を。日嗣に定め

置給ひつゝも。太政大臣として。爵を賜ひたるは。時情により。深き御成もありて。御ばかりなりしなるべし。かくて此高市皇子も。薨給ひにければ。亦相繼て。同じく。殊更に深き御成もありて。御ばかりなりしなるべし。同じさまに立給はん皇子を。選給ひたるを。懷風藻に。謀立日嗣と記せるに。意を着くへきなり。日嗣の皇子を。立給むとの事ならんには。然しもどゝのへる本文なれば。皇太子。又儲貳などへること。漢文の。皇國言に。日嗣と書るは。もとより皇太子にはあらず。又今御世知君す天皇にもあらねば。天位とも。帝位とも。云へきにあらず。いと別ざまなる御事なりければ。いかにとも。漢文には作さかたきが故に。然は書るなり。さて其時。葛野王の議に。兄弟相及。則亂此興云々。聖嗣自然定矣云々。と奏し給へるを。一言。定國と嘉給ひ。すなはち日嗣に選定給へるは。草壁皇子の第二子。持統天皇孫瑠璃皇子に坐しませり。かくて葛野王の議に。兄弟相及云々と奏し給ひたるは。草壁皇子うけはりて。御位に即きて。御世をは知看さりしかど。父天皇崩給ひしかば。皇太子は自ら。御世を繼給へる。日嗣の君に坐ます義なれば。其嗣を兄弟に及ぼし給ふへきにあらず。その御子を。相繼て日嗣に立給ふへき義なる。奏し給へるなり。前に高市皇子を。日嗣に立給へりしは。葛野王の意には。あるましき義。おもほしたりければ。ひきこゑ。又持統天皇のに。かゝりて。かゝりて。さて其珂瑠璃皇子を。日嗣に定給へるは。高市皇子の薨給へるに。十年の遼からぬほどの事なるへし。中かくて此皇子。いそほとなく。持統天皇太子に立ち給ひて。御位を受傳はらせ給へり。其は十一年八月乙丑朔。禪天皇位于皇太子と記されたるこれなり。十五しかるに此天皇の立太子の事。書紀に見えずして。十一年の下に。二月丁卯朔甲午。以ニ直廣壹當麻真人國見。爲ニ東宮大傅。直廣參路真人跡見。爲ニ春宮大夫。直大肆巨勢朝臣栗持爲ニ亮。三月丁酉朔甲辰。設無遮大會於春宮。このみあり。故釋紀に。私記に引る王子枝別記を亦引て云々。上に引と注せり。萬葉集古本。

安騎野時云。の傍書にも。皇子枝別記曰。件の文を引く。扶桑略記。帝王編年紀に。今按るに。枝別記に記せる。立太子のは。二月以輕皇子立皇太子とありて。日を記さず。續紀には月日とも記されず。壬午の日は。十六日なり。紀に東宮大傳等を任給へる甲午は。二十八日にて。次第も合へり。決て實錄なり。紀を撰みたる頃。立太子の事詳ならぬ事はあるへからず。奏上の原本には。決て載られたりけむを。いとはやくより。其條を寫脱せる本の。世に傳はりたるなるへし。さて其脱文は。紀の例に二子。第二子は續紀によれり。珂瑠皇子尊爲皇太子。とぞありけん。かくてそ。禪位のところに。皇太子と記されたるか。とのひてきこゆるなり。上に論へる草壁皇子に。日並知皇子と。既したまへる。此立太子より。やう前と云れたるは。委しき考なり。さることきこえたり。まほ下に出す。○甲午。二十八日なり。○當麻真人國見。朱鳥元年九月に見えたり。○東宮大傳。東宮職員令。傳一人。掌下以道德輔導東宮。義解。太子所居也。とあり。○春宮大夫。又云。春宮坊大夫一人。掌下吐納啓令。宮人名帳。考叙宿直事。僕名抄。春宮坊。美古乃美夜乃豆加佐。職原抄に。東宮春宮是一也。然傳。學士。此爲東宮官。大夫以下。爲坊官。古來如斯。とある。これ東宮と春宮との差別なり。○巨勢朝臣栗持。考本に栗を栗を作り。此人卒見えす。○亮。令亮一人。僕名抄。次官職曰亮。とあり。

三月丁酉朔甲辰設無遮大會於春宮夏四月丙寅朔己巳授滿選者。

淨位至直位各有差。壬申幸吉野宮。己卯遣使者祀廣瀨與龍田。是日至自吉野。五月丙申朔癸卯遣大夫謁者詣諸社請雨。六月丙寅朔丁卯赦罪人辛未詔讀經於京畿諸寺。辛巳遣五位以下掃灑京寺。甲申班幣於神祇。辛卯公卿百寮始造爲天皇病所願佛像。癸卯遣大夫謁者詣諸社請雨。

甲辰八日なり。○己巳四日なり。○滿選者。選叙令に詳なり。天武紀二年に云り。併せ見るへし。○壬申七日なり。○己卯十四日なり。○癸卯八日なり。○丁卯二日なり。○辛未六日なり。○辛巳十五日なり。○五位以下。本に下を上に作る。今考本類史佛道部。集解に據る。○掃灑。類史に掃を拂に作る。○甲申十九日なり。○辛卯二十六日なり。○癸卯二十八日なり。

秋七月乙未朔辛丑夜半赦常鏗盜賊一百九人。仍賜布人四常。但外國者稻人二十束。丙午遣使者祀廣瀨與龍田。癸亥公卿百寮設開佛眼會於藥師寺。八月乙丑朔天皇定策禁中。禪天皇位於皇太子。

辛丑。七日なり○常鑊を。水戸本に當絞に作れり。水戸にて落語聞本と稱する本なり。さもあるへし。常鑊にては。いかにも解かたし。小寺清先は。鑊疑鑊と云へれど。信かたし。また集解には。娶金二字に作れり。其説に。原作と鑊。々檢字書無所見。二字誤合爲一字。文選司馬遷報任少卿書曰。其次剔毛髮娶金鐵受辱。濟曰。剔毛髮謂髡刑。繞金鑊謂鑊也。娶繞也。按。謂常日娶金爲徒。罪犯盜賊者。今赦其徒。と云り。訓をも。常娶金盜賊を。ヒタニカセツケルヌスピト。とよめり。さることのやうなれども。字を改めたるは私なり。木村正辭云。此字今本のみならず。釋紀にも。二所まで鑊とあり。これ傳寫の誤なるにはあらざること明けし。按に此は娶金の二合字なり。本邦にては。此二合字といふもの。いと古くより用ゐ來れることにて。古婦人の稱に眉といふことあり。刀自の二合字なり。名抄に貢字とし。老女の附なりと云るは誤なり。眞字上宮法王帝説に。眉古郎女ある是なり。類從本に收めたる帝説には。貢と刀自は。家事を執行ふ婦人の稱なり。又島は白田二合字にて。和名抄。大神宮儀式帳。延喜式等にあり。肱は日古の二合字にて。たるなり。又國史萬葉集に。海人を泉郎とかけり。これ白水郎の二合字なり。姓の日下を。出雲風土記に出たり。又萬葉集に。海人を泉郎とかけり。これ白水郎の二合字なり。姓の日下を。早とかけるも同例なり。また新撰字鏡に。楷止志毛とあるは。若木の二合字。同書に楷牟呂乃木。とあるは。香木の二合字なり。萬葉集に。天木香樹を。牟呂と訓。また鑊加奴とあるは。鑊師の二合字なり。なほいと多かるを。そのみはさて省きつ。これらに準へて。鑊も娶金の二合字なることを曉るへしこと。なほ二合字の。古く皇國に行はれし事を云れたるは。いとおもしろき考なれども。なほ當絞とあるは。

ごともなく易らかに通えたれば。其によるへぐや。さて訓のよきは。常字によりてよめ。○丙午。十二日なり○八月乙丑朔。類史及續紀には。乙丑を甲子に作れり。集解引曆考曰。續紀作甲子朔。儀風曆推。此月甲子朔也。然以經朔爲一定。間有之。因隨舊紀とあり。按此年はじめて儀風曆を用ひし事。既に云り。即ち唐麟德曆なり。大日本史云。今接曆法實爲甲子。今姑從舊文。水鏡。一代要記。保三十年皆誤。とあり。且し接曆法實爲甲子。と云れしは。曆法に依り。○禪天皇位於皇太子。皇代記云。持統天皇。大化三年丁酉八月甲子。讓天位於輕皇太子。尊號曰太上天皇。首舊云。前帝尊號始自此。持統天皇御事也。萬葉一。藤原宮代。高天原廣野姬天皇下。古寫本旁注云。元年丁亥。十一年讓位輕皇太子。尊號曰太上天皇。略。錢草子。神皇正統記にも。同じとよ。さて此御讓位の事につきて。信友が云れたる説に。續紀に載られたる。元明天皇即位の時の詔詞に。藤原宮御宇。倭根子天皇。持丁酉八月爾。此食國天下之業乎云々。今御宇豆留天皇武爾。授賜而並坐而。此天下乎。治賜比諸賜岐云々。と詔へり。此は持統天皇。文武天皇に。御位を禪たまひし後も。なほ相並はして。政きこじめしたりし由なり。これをもても。前に日嗣と申に立て給へる。三皇子。草壁の御上の御ありさよを。おもひやり奉るへきなり。さて讓位のうち。太上天皇の尊號を。奉られたまへるは。此持統天皇か。始にはおはじける。これも御世のさまに。合せたまへる御事なりけむかし。には。御位の日に連ね記せり。史には。續紀大寶元年六月の下に。始て尊號を以て記されたり。そもそも上に論る如く。據風藻に。持統天皇を皇太后と申し。高市皇子に相繼給ふべき御事を。日嗣と稱じ。萬葉王の論奏

の趣の。紀とうちあひて聞えかたきは。持統天皇の御世知看しづゝも。なほ萬に世を危み思ほじめし。御みつからは。譲り給ひて。三皇子を繼々に。日嗣と申に定奉り置給へる御事ともの。例なき御ありさまなりけるを。然は記されたき趣なとのあるを。史例にとゞのべて。文を作られたるか故なるへし。上に懷風集に。日嗣とする事を。論ひたる逸にも。おもひ合すへし。さてなほ此天皇の御世のありかたを。おもひやりするに。神功皇后の。韓國を事向給ひ。其始國の御政。攝りおきて給ふに依りて。殊に彼國の王との。具禮歸服ひたりければ。雖神天皇成長坐て後も。なほ母皇后の。もはら韓國の御政。行ひ給ふにあはせて。萬どりすへて。政ごち給ひけん事。そのつからの勢なりしなるへし。當時のありかた。何事も直くせばらかにして。後のことく。際やかなる事は無かりしかば。天皇は自らなほ太子の如く。皇后は自ら天皇のことくにて。坐ましけむ。此持統天皇の御世も。實のありかたは。其神功皇后の。御政攝り給ひたりし。似たる趣なりけるか。そのかみ既に漢風を。用給へる御世なりければ。義を定めて。外面をつくろひ給へるから。内眞と表ひたることもう多かりけん。然るを紀の例として。さばかに記しなされたるか故に。事實のおはよし。然る中にも。かの日嗣と定給へる。草壁皇子には尊と稱し。又相繼て立くはな混らほしくもきこゆるなるへし。然る中にも。かの日嗣と定給へる。草壁皇子には尊と稱し。又相繼て立くはな混らほしくもきこゆるなるへし。見木ともには。此皇子の事見え給はす。若くは。はやくより寫説せるにか。抑皇女におはして。天津日嗣にそあるへき。珂瑠皇子も。立太子の前には。二皇子と同じ例に。尊と稱し玉ふべきを。紀の例と見木ともには。此皇子の事見え給はす。若くは。はやくより寫説せるにか。天津日嗣知看することは。更にあるまじき御事にて。其はかけまくも畏き。皇孫尊降臨まじけるより。爾來御代々々の天皇の御上にて。確實なる事は。申すも更なれど。無窮遠長の御代々の中には。時勢によりては。止事得給はぬことの。無き事あたはす。いと希には。姫尊におはして。姑く日嗣の御位に立給へることも。じてき始めるなり。されど其は素より。天照大御神の御依の。なべての例のまゝならぬ御事なれば。次の日嗣をは。前の天皇の皇太子と稱じ定めて。御位を受傳はらしめ給へるは。なほ古の道を守り給へる。

る義に。かなひたる御行にて。持統天皇すなはち。其道に依らせ給ひたりけんと。畏くも推はかり思奉らるゝなり。然るは後の御事ながら。續紀大炊天皇卷。天平寶字三年六月庚戌詔に。比來太皇太后光明皇后御命以豆。朕爾詔宣久。中朕又念久。前聖武天皇乃皇太子止。定賜比天。天日嗣高御座乃坐爾。昇賜物乎云々。と見えたるにつけて。おもひ奉るに。詔詞解に。件の詔詞の文の意は。孝謙天皇。姫尊に坐か故に。此大炊天皇を以て。聖武天皇の御子として。立て給へりしよしなり。さるは聖武天皇は。はやく崩坐て。後の事なれば。聖武天皇の立て給へりと云にはあらず。又云く。此詔詞の件の趣は。太上天皇の御子たまふべき事なるに。太皇太后の敬給へるは。此大御みつからの詔詞にて明確なり。この時皇太子を立給へる趣。そのかみの實の御ありかたにて。正しき古の道にこそはありけめ。然るは皇女として。日嗣の御位に即給へるは。止事え給はぬ時に當り給へるか故にて。殊なる御事なれば。其女帝の皇太子と稱し定給ひて。御位を受傳はらしめ給へる御例、女帝の次の日嗣は。其前の天皇の皇太子と申すに立て。皇統を繼じめ給へき義あるへからす。故りけめ。かくて立かへり思ひ奉るに。持統天皇の。三皇子を日嗣と定置給へるも。もはら御世を危ふみ思はせるか故なるへけれど。かつは古道に依り。皇太子の義を立給ひたるにて。珂瑠皇子を。後に皇太子に立給へるも。實は持統天皇には係給はす。前の天武天皇の皇太子と定めて。日嗣を受傳はらしめ給ひたりしなるへし。然るに此時の詔詞。又續紀の本文にも。直に禪位受禪し給へる趣なるは。これも上に論る。全く同じ意はへにものせられたるにあるへき。禪位受禪の明年を。元年と立らるゝは。なべての御例に。をもて。すなほち元年と立られたりける。御こうろしらひありて。御事なるへし。また持統天皇と稱し奉る御位の字。と云れたる。なべての註法の字の類に似す。もじくは扶。持統など云はむことを義にて。御行もて。稱へ奉れるにはあらざるか。

さるへき説をおほじければ。こゝに載せつ。但し其文をも。收拾して出。さて此天皇御譲位の後六年ありて。御齡五十八にて崩し給ひき。其は續紀大寶二年十二月乙巳。太上天皇不豫。甲寅崩。三年冬十二月癸酉。諡曰。大倭根子天之廣野日女尊。是日。火葬於飛鳥岡。壬午。合葬於大内山陵。類史に。太上天皇崩。遣詔切。宋服等。内外文武官。靈廟如常。喪葬之事。務從儉約。三年十二月。終。大日本史。續紀。十二月二十二日甲寅崩。水鏡。皇代略記。爲三十日。本書癸酉。諸王諸臣奉。諱云。・。とあり。大日本史。續紀。十二月二十二日甲寅崩。水鏡。皇代略記。爲三十日。本書享年闕。皇胤紹運錄。神皇正統記。一代要記。並曰年五十八。とあり。

日本書紀卷第三十 終

秘閣本中臣本終字なし

日本書紀通釋卷之七十 終

明治三十六年一月二十九日印刷

明治三十六年一月三十一日發行

發行者 飯田永夫

東京市神田區北神保町拾參番地

不許

發行者 藤森佐五吉

東京市牛込區南町拾八番地

複製

發行者 斎藤章達

東京市日本橋區兜町貳番地

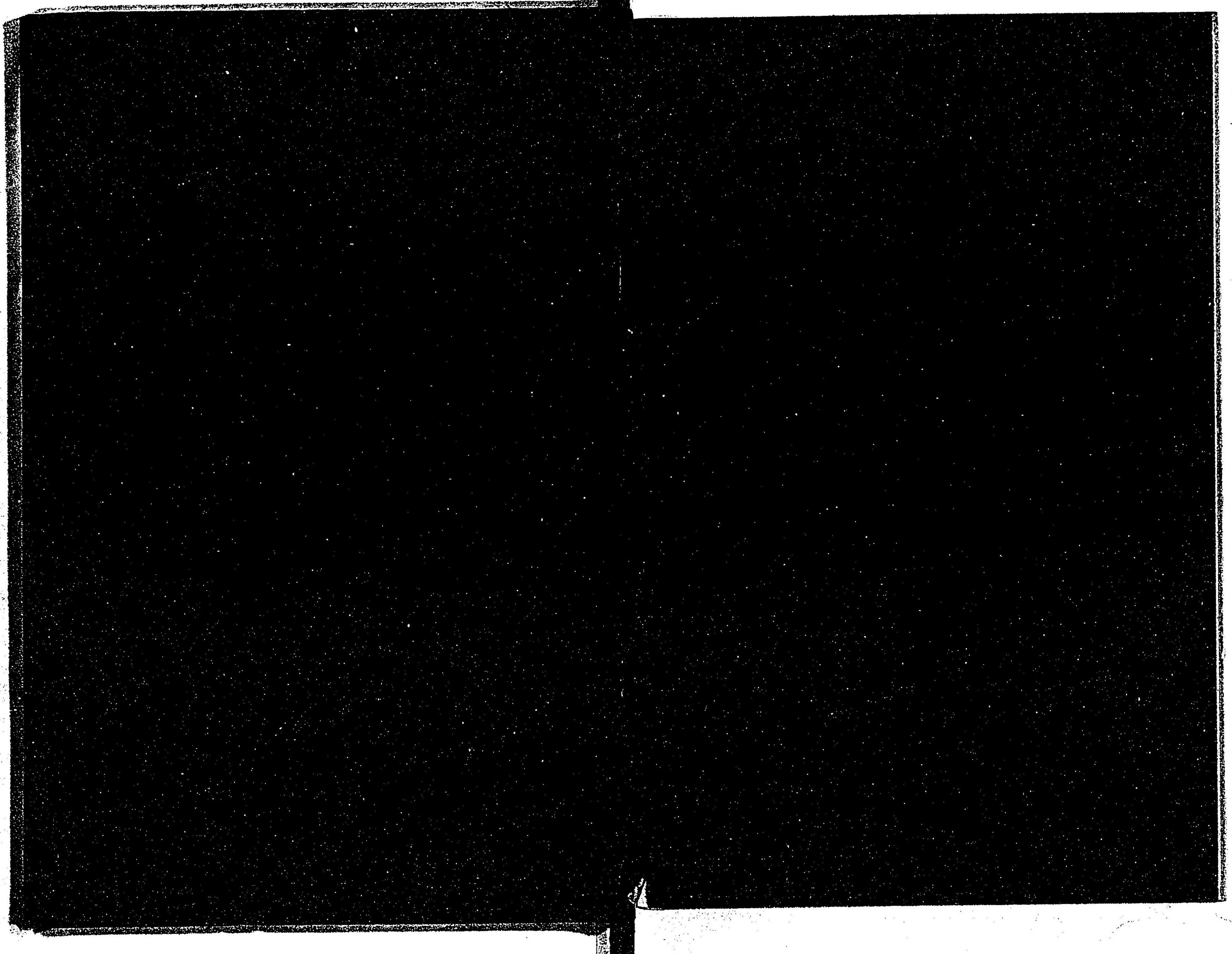
印刷所 東京印刷株式會社

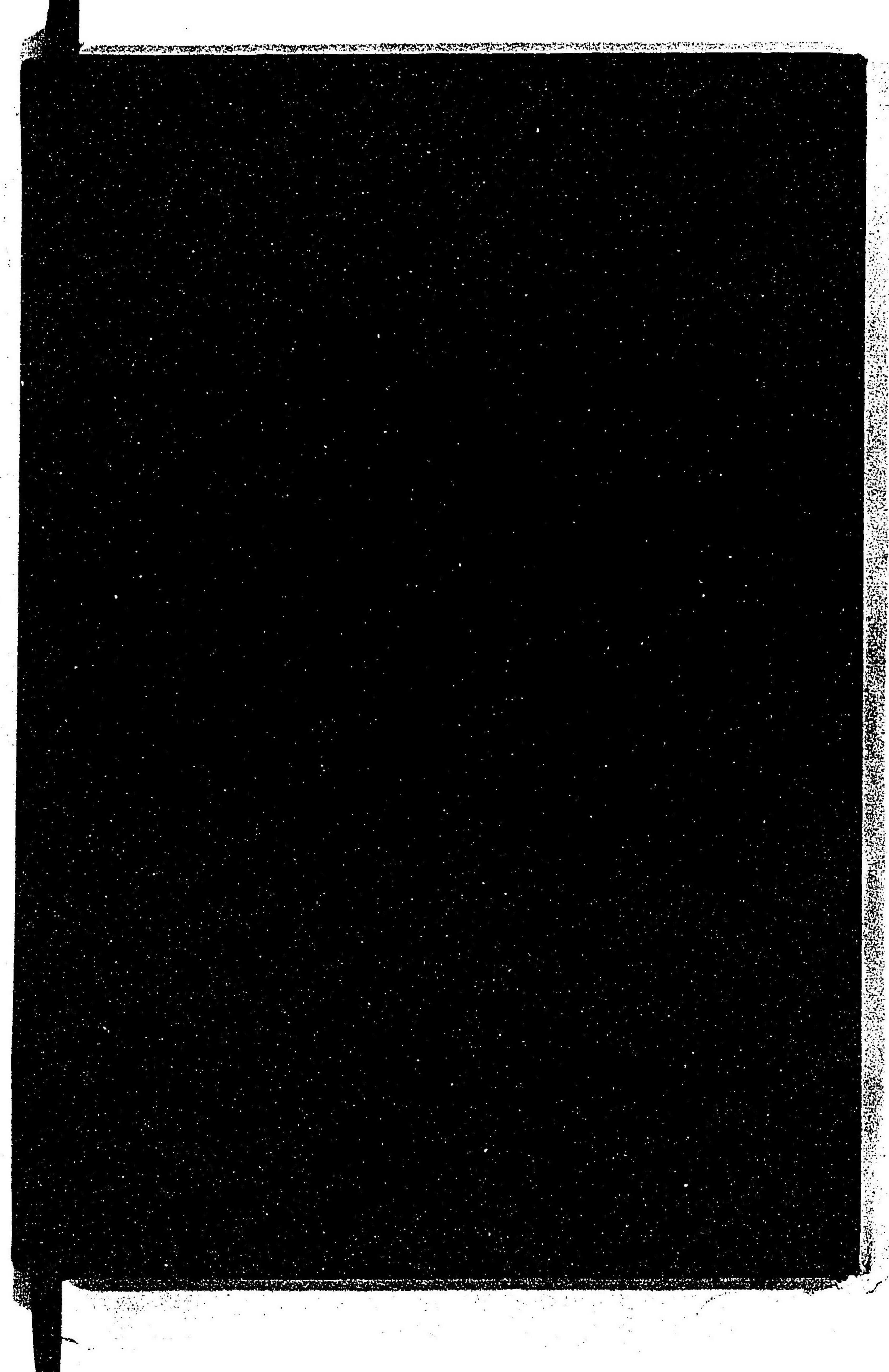
東京市神田區錦町一丁目拾番地

發賣所
明治書院

東京市日本橋區通三丁目六番地

發賣所
林平次郎





(M)

001608-005-3

210.3-I172nm

日本書紀通釈

飯田 武郷／著

M35-42

ACB-4234



